

名古屋市要介護認定
認定調査員マニュアル

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

はじめに

要介護認定は、全国どこで申請しても、統一された基準に基づいて審査されることが基本原則となっています。基本原則に基づく審査判定を行うためには、認定調査が適正に実施され、調査対象者の介護の手間を理解する上で必要な情報が、特記事項に簡潔明瞭に記載されている必要があります。

このため、本市では認定調査の適正化を図ることを目的としてマニュアルを作成しました。

このマニュアルでは、認定調査の役割や基本となる評価軸の考え方と共に、審査判定において、議論のポイントとなることが多い項目に着目し、必要とされる情報を審査会に伝えるための方法をまとめました。

なお、認定調査について、「認定調査員テキスト2009改訂版」及び「要介護認定等の方法の見直しに係るQ&A」に示されている規定以外には、特に定めがありません。認定調査の実施にあたり、判断に迷う場合等は、テキストに示された定義や考え方をご確認ください。

【 目次 】

第 1 章 要介護認定の基本設計

1	要介護認定とは	2
2	一次判定と二次判定	2
3	基本調査と特記事項の役割	5
4	認定調査項目の基本的な考え方	6
5	審査判定手順	10
6	要介護認定にかかる関係者の役割	11

第 2 章 認定調査の実施及び留意点

1	認定調査及び認定調査員の基本原則	14
2	認定調査の実施	15
3	調査の開始・終了時の説明と確認	18
4	認知症の方への対応	20
5	調査票の記載方法	22

第 3 章 基本調査・特記事項のポイント

1	第 1 群：身体機能・起居動作	30
2	第 2 群：生活機能	34
3	第 3 群：認知機能	42
4	第 4 群：精神・行動障害	44
5	第 5 群：社会生活への適応	47
6	その他：過去 14 日間にうけた特別な医療	49
7	障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）	50
8	認知症高齢者の日常生活自立度	51
9	不適切と判断した場合の記載例	52
10	調査項目の選択に迷ったときの記載例	54
◇	認定調査のポイント（対象者の介護度別）	55
◇	認定調査ワンポイントアドバイス	56
◇	認定調査補助票	58
◇	認定調査チェック票	73

< 参考文献等 >

要介護認定 認定調査員テキスト 2009 改訂版
 要介護認定 介護認定審査会委員テキスト 2009 改訂版
 厚生労働省 認定調査員能力向上研修会資料
 厚生労働省 要介護認定適正化報告書
 厚生労働省 要介護認定適正化事業 e ラーニング教材

< 執筆協力 >

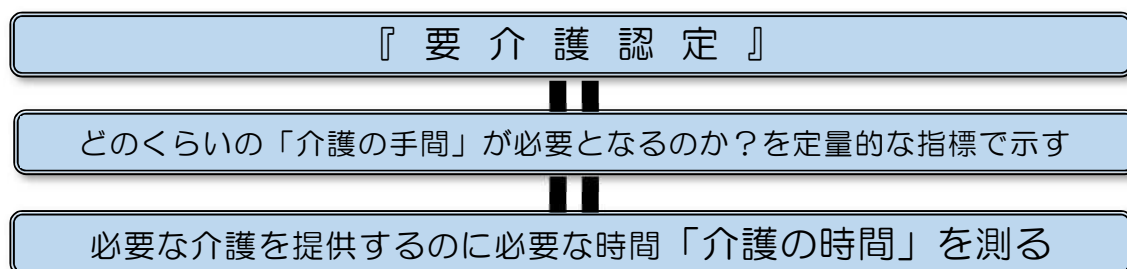
名古屋市介護認定審査会会長 黒川医院 黒川 豊 先生
 （第 2 章 4 認知症の方への対応）

第1章

要介護認定の基本設計

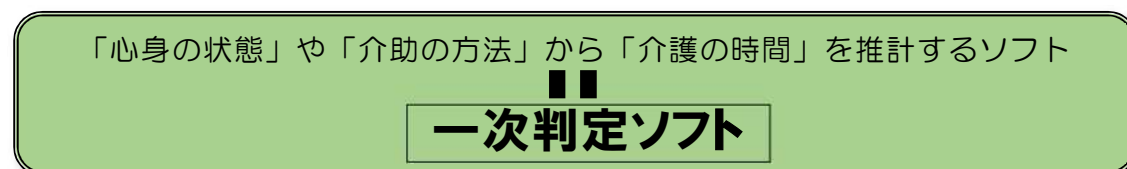
1 要介護認定とは

- 介護保険制度においては、被保険者一人ひとりに、「必要となる介護の量」（＝「介護の手間」の総量）に応じた保険給付を行う必要がある。



- 個々の申請者の「介護の時間」を実際に測定することは難しい。
- 申請者の「心身の状態」や「介助の方法」などは、観察や聞き取りで客観的に把握することができる。

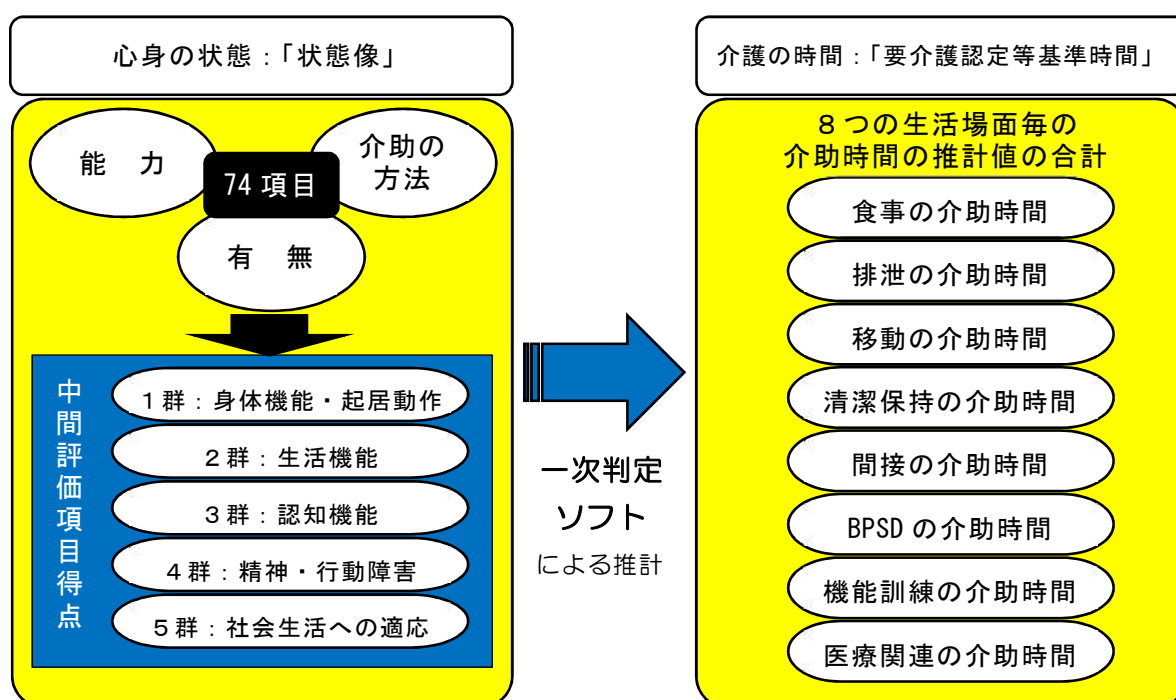
「心身の状態」や「介助の方法」と「介護の時間」の関係を明らかにすれば、観察や聞き取りによる調査で「介護の時間」を推計することができる。



2 一次判定と二次判定

（１）認定調査に基づく一次判定

一次判定ソフトにより、申請者の「心身の状態」から「介護の時間」（＝「要介護認定等基準時間」）が推計される。



○ 「要介護認定等基準時間」に基づき、要介護度が判定される。(一次判定)

要介護認定等基準時間	要介護度
25分未満	非該当
25分以上32分未満	要支援1
32分以上50分未満	要支援2／要介護1
50分以上70分未満	要介護2
70分以上90分未満	要介護3
90分以上110分未満	要介護4
110分以上	要介護5

(2) 介護認定審査会における一次判定の修正・確定

介護認定審査会で提供される一次判定は、認定調査員による基本調査案をもとに算出されているものであり、その内容は未確定なものである。

介護認定審査会が、認定調査員から提示された特記事項（及び主治医意見書）の内容から、基本調査項目の選択が適切に行われているか確認作業を行い、これを承認することで申請者の一次判定が確定する。

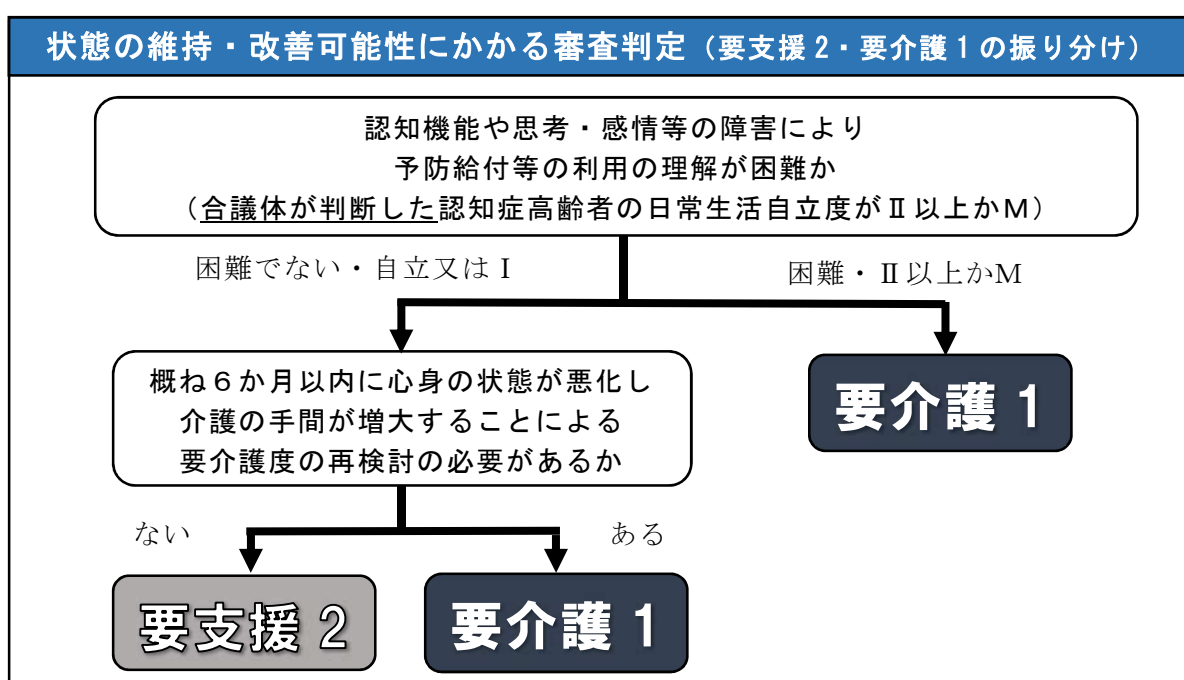
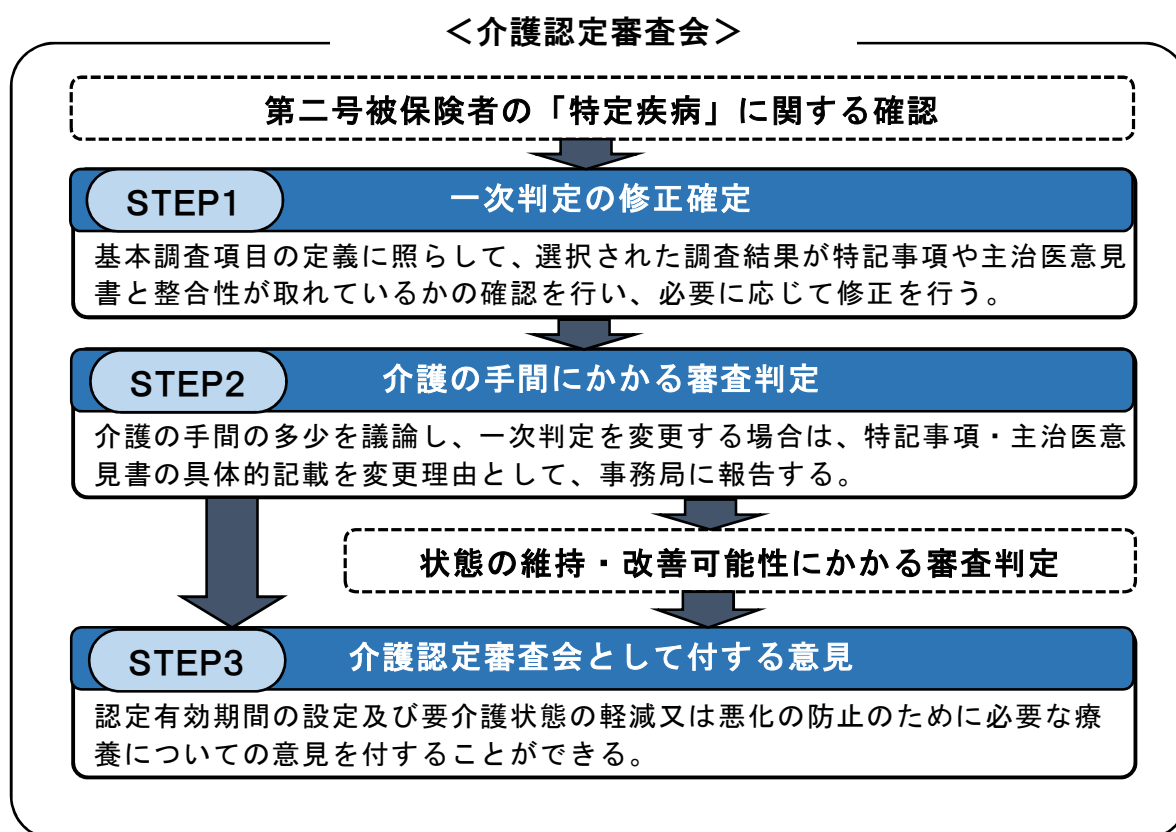
	議論のポイント	議論に必要な特記事項の記載内容
1	調査上の単純ミス	選択の根拠 (多くの場合、認定調査員の調査能力の向上によって不整合を減少させることが可能)
2	日頃の状況と異なる場合 【能力・(麻痺拘縮の有無)】	実際に試行した結果と日頃の状況の違い、選択した根拠等について、具体的な内容
3	より頻回な状況で選択している場合 【介助の方法】	場面毎の具体的な介助の方法と頻度
4	「介助されていない状況」や「実際に行われている介助」が、対象者にとって不適切であると認定調査員が判断する場合 【介助の方法】	実際に行われている介助、不適切と判断する理由、適切な介助の方法
5	認定調査員が選択に迷った項目	迷った理由、選択した理由
6	特別な医療	実施頻度／継続性、実施者、当該医療行為が必要な理由
7	障害・認知症高齢者の日常生活自立度	選択の根拠

○ 申請者の状態は様々であるため、各調査項目の定義にうまく当てはまらない場合がある。介護認定審査会のもっとも重要な役割は、統計的に把握することが困難な特殊な介護の手間を具体的な記載から評価することにある。

(3) 介護認定審査会による二次判定

統計的な推計（一次判定）になじまない、申請者固有の「介護の手間」について評価することが介護認定審査会の役割である。

そのため、介護認定審査会では、特記事項や主治医意見書の記載内容から、その多寡が具体的に認められる場合は、二次判定において一次判定から要介護度の変更が可能となる。



3 基本調査と特記事項の役割

(1) 基本調査

一次判定を行うための重要な情報であり、全国統一基準に基づいた各調査項目の正確な選択が要求される。適正な認定のため、認定調査員が判断基準について、正確に理解することが非常に重要となる。

(2) 特記事項

ア 基本調査の確認（一次判定の修正・確定）

選択根拠	申請者の状態が認定調査の定義にうまく当てはまらない場合や、特別な事情がある場合は、基本調査項目を必要に応じて修正する（一次判定の修正）必要があることから、認定調査員が選択に迷った場合は、選択根拠を特記事項に明示する。
------	--

イ 介護の手間の判断（二次判定）

手 間	介護の手間の判定で重視される情報源。状態ではなく、その状態によって発生している手間の内容を記載する。特に介助の方法に関する調査項目および BPSD 関連の項目で重要となる。
頻 度	上記の介護の手間と頻度を参照することで、介護の全体量を理解することが可能になる。

(3) 基本調査と特記事項の違い

区 分	基本調査	特記事項
選択・記載の基準	定義による	定義によらない （定義にとらわれず、調査員の専門性から必要と思う情報はすべて記載）
基本的な基準	3つの評価軸とそれぞれの選択基準 ・能力 ・介助の方法 ・有無	・選択根拠（具体的状況） ・介護の手間 ・頻度
審査会における最終的な判断	定義による （一次判定の修正・確定）	専門性に基づく委員の合議（介護の手間にかかる審査判定）

4 認定調査項目の基本的な考え方

(1) 3つの評価軸

認定調査項目は、「能力で評価する調査項目」、「介助の方法で評価する項目」、「有無及び頻度で評価する項目」の3つに分類することができる。

介護の手間にかかる審査判定を行う際、議論の中で着眼した特記事項とその調査項目が、3つの評価軸のどの基準によって調査されているかを知ることが、より適切に審査判定を行うための基本となる。

【3つの評価軸の特徴】

区 分	能 力	介助の方法	有 無
主な調査項目	身体的能力 (第1群を中心に10項目) 認知の能力 (第3群を中心に8項目)	生活機能 (第2群を中心に12項目) 社会生活への適応 (第5群を中心に4項目)	麻痺等・拘縮※ (第1群の9部位) BPSD関連 (第4群を中心に18項目)
選択肢の特徴	「できる」「できない」の表現が含まれる	「介助」の表現が含まれる	「なし」「ある」の表現が含まれる
基本調査の選択基準	試行による本人の能力の評価	介護者の介助状況 (適切な介助)	行動の発生頻度 に基づき選択
特記事項	日頃の状況 選択根拠・試行結果 (特に判断に迷う場合)	介護の手間と頻度 (介助の量を把握できる記述)	介護の手間と頻度
留意点	実際に行ってもらった状況と日頃の状況が異なる場合 「日頃の状況」 〃 「日頃の生活の様子」	「実際に行われている介助が不適切な場合」	選択と特記事項の基準が異なる点に留意 定義以外で手間のかかる類似の行動等がある場合

※麻痺等・拘縮は能力と同じ

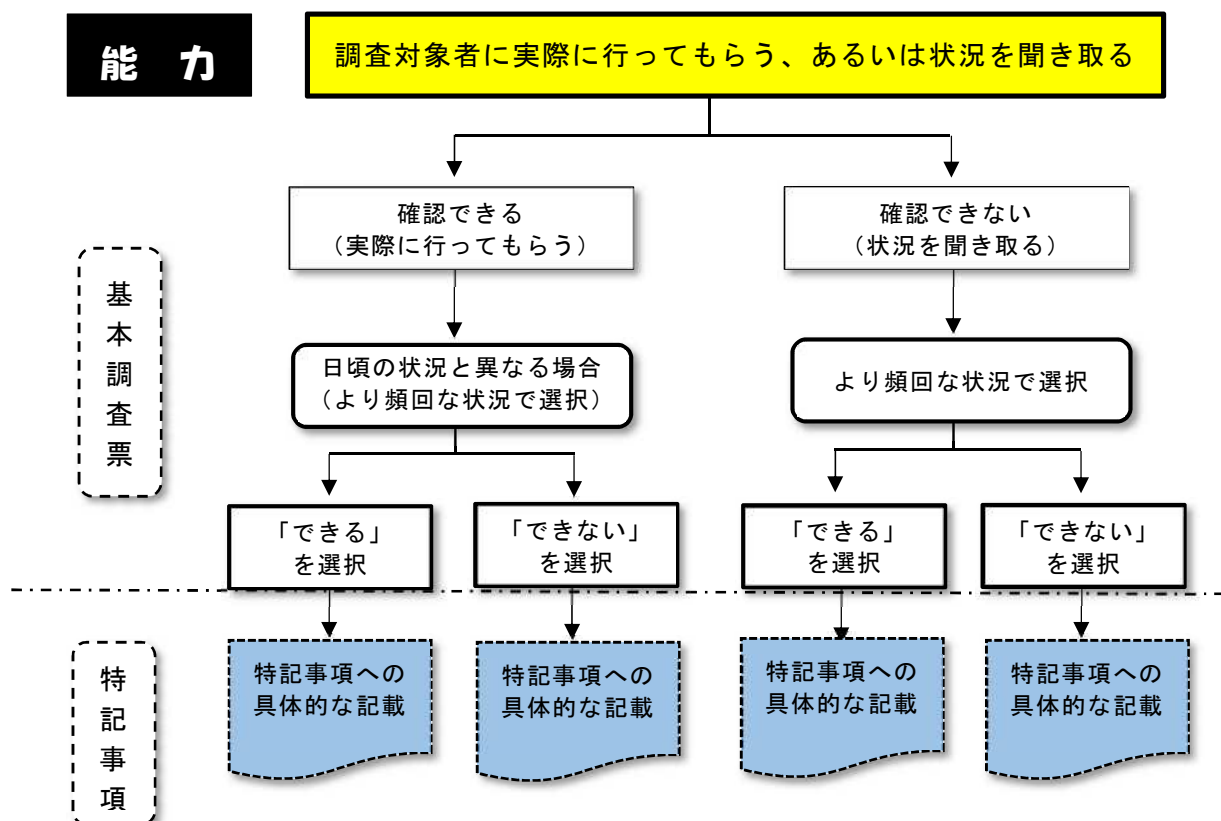
(2) 能力の項目

【見分け方】
 選択肢に「できる」という表現が含まれている。(例外: 視力・聴力)

① 能力の項目の特徴

- 「身体」(第1群)・「認知」(第3群)能力の項目
- 「できる」・「できない」の軸で評価する。
- 試行結果と日頃の状況が異なる場合は、一定期間(調査日より概ね過去1週間)の状況において、より頻回な状況に基づき選択。
 - ※ 「日頃の状況」＝「日頃の確認動作の可否」
 ≠「日頃の生活の様子」
- その行為ができないことによって介助が発生しているか、あるいは日常生活上の支障があるかどうかは、選択の際の基準とならない。
- 「介護の手間」を直接表現するというより、介護の手間が発生する前提条件や背景情報を提供する項目。

② 調査の基本的な方法



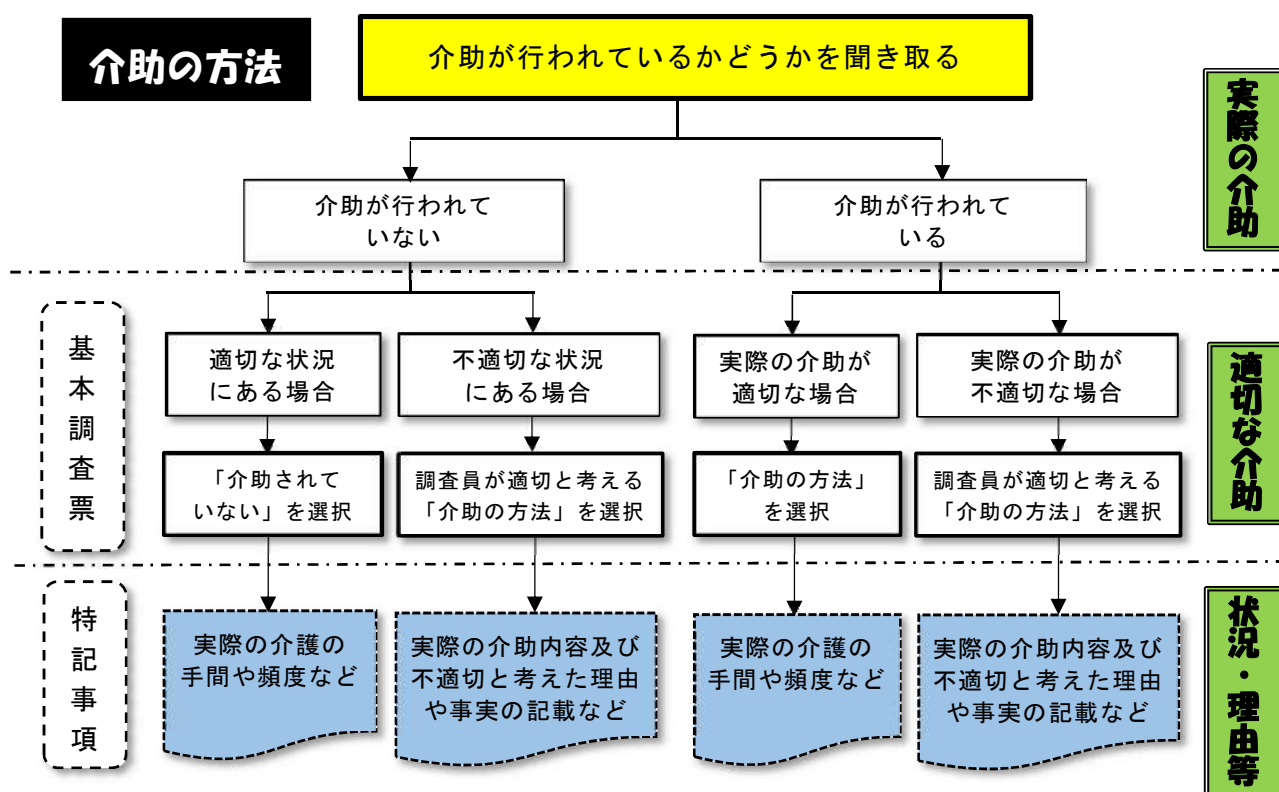
(3) 介助の方法の項目

【見分け方】
選択肢に「介助」という表現が含まれている。(例外なし)

① 介助の方法の項目の特徴

- 「生活機能」(第2群)・「社会生活の適応」(第5群)を中心に、「実際に行われている介助(適切な介助)」を評価する。
- 「介助されていない」・「介助されている」の軸で評価する。
- 実際の介助の状況が不適切であると調査員が判断する場合は、その理由を特記事項に記載の上、介護認定審査会の判断を仰ぐ。
 - ※ 単に「できるーできない」といった個々の行為の能力のみで評価せず、生活環境や本人の置かれている状態なども含めて、総合的に判断する。⇒ 一次判定修正へ
- 特記事項において、「介護の手間」・「頻度」を直接表現する。
 - ※ 具体的な介助の量の評価
より介護の手間が「かかる」か「かからない」かの評価
 - ※ 特記事項に隠れた介助の評価 ⇒ 二次判定へ

② 調査の基本的な方法

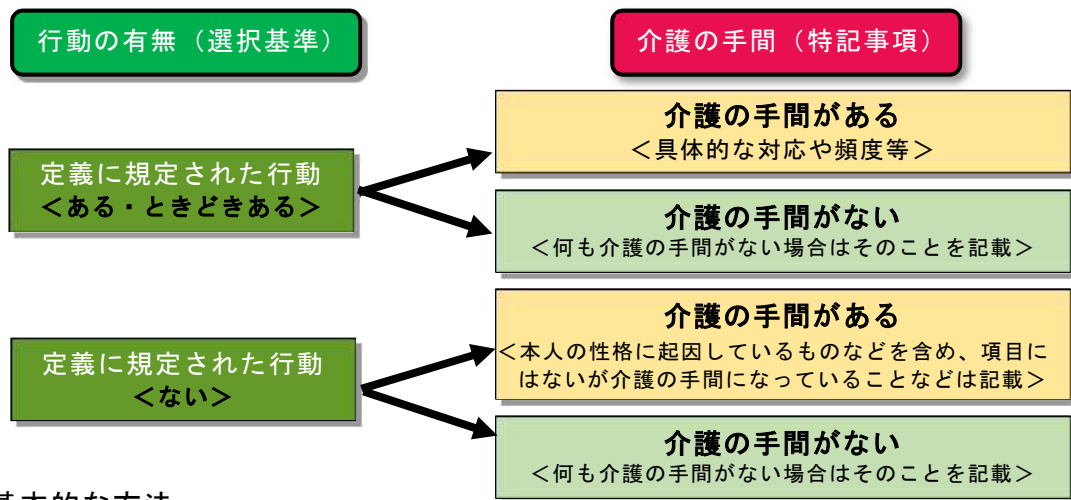


(4) 有無の項目

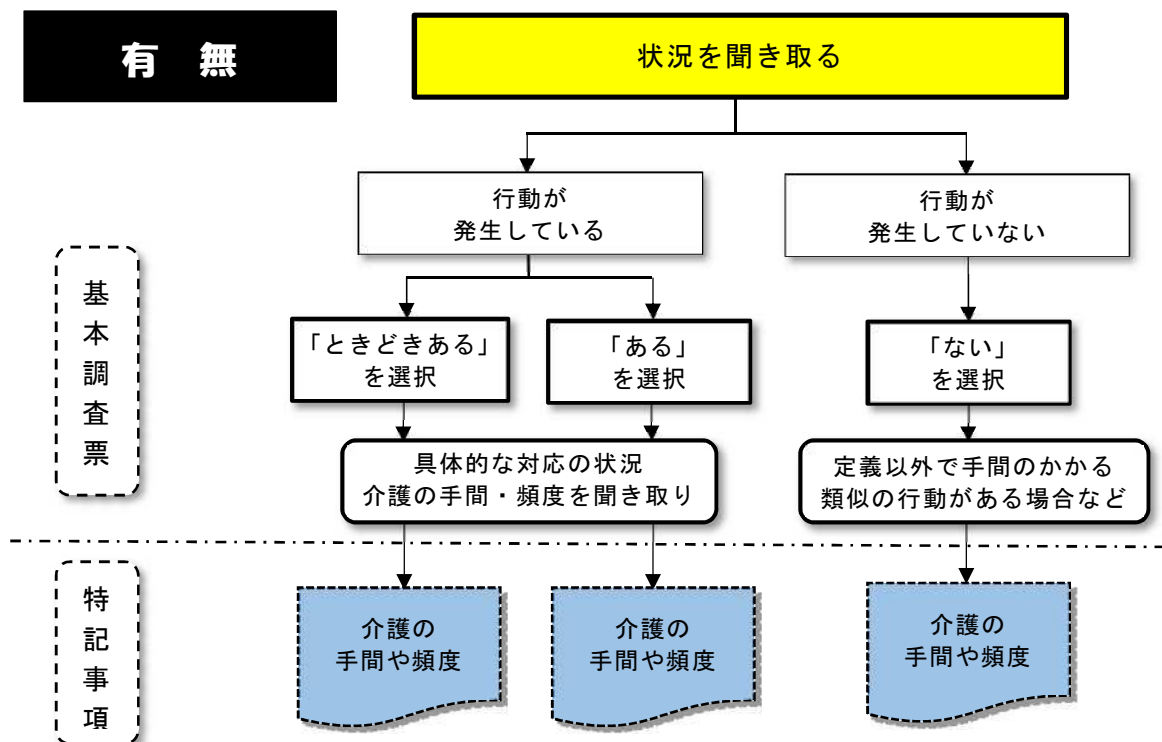
① 有無の項目の特徴

【見分け方】
 選択肢に「ある・ない」という表現が含まれている。(例外:外出頻度)

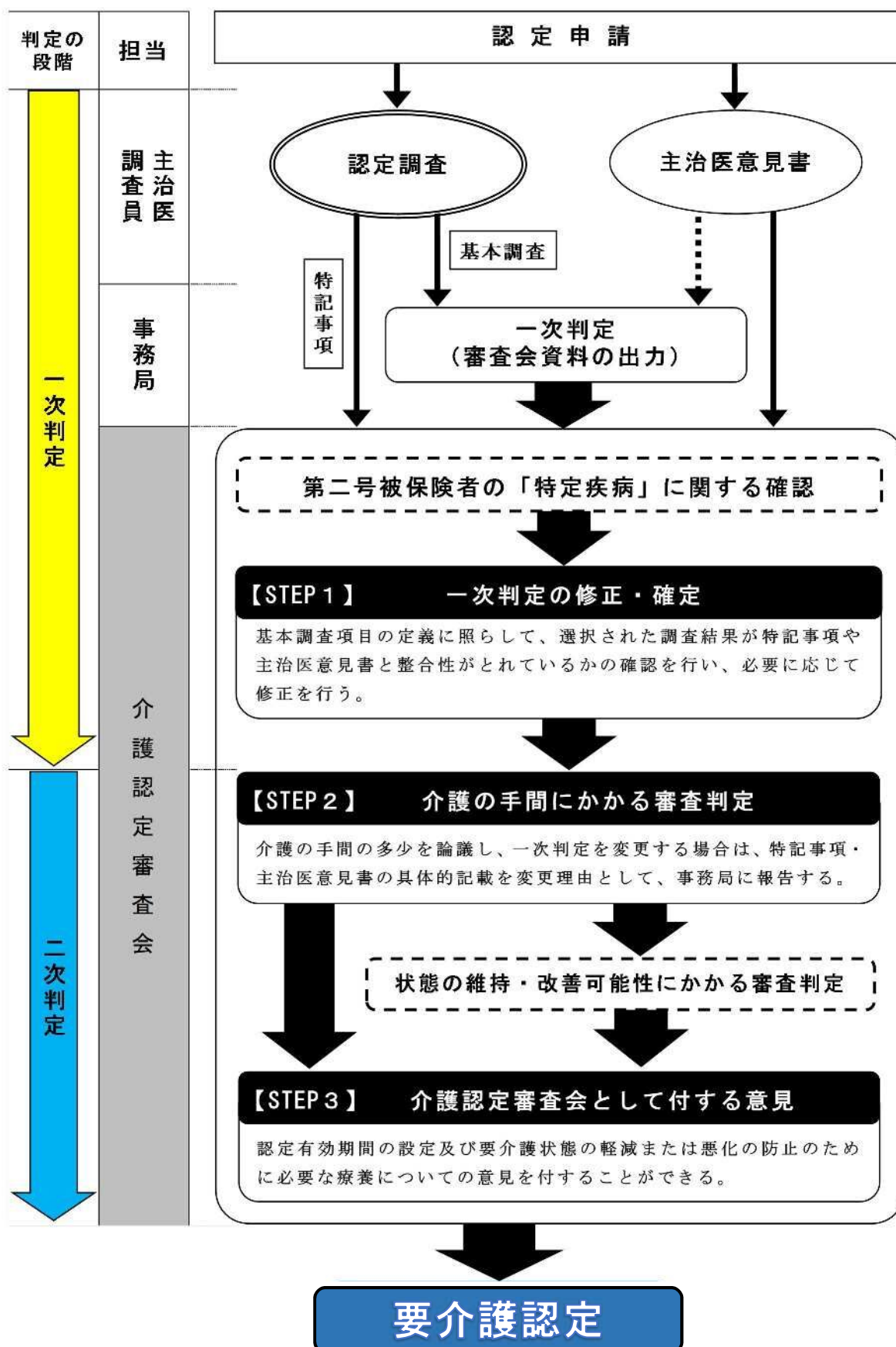
- 「麻痺・拘縮」(第1群)・「BPSD 関連」(第4群中心)
 (※「麻痺・拘縮」は「能力」と同じ)
- 行動の「ある」・「ない」の軸で評価する。
- 「選択基準」と「特記事項」の視点は異なる。
- 選択基準＝「行動の有無」とその「頻度(ある・ときどきある)」
- 特記事項＝「介護の手間」の具体的な「内容」とその「頻度」



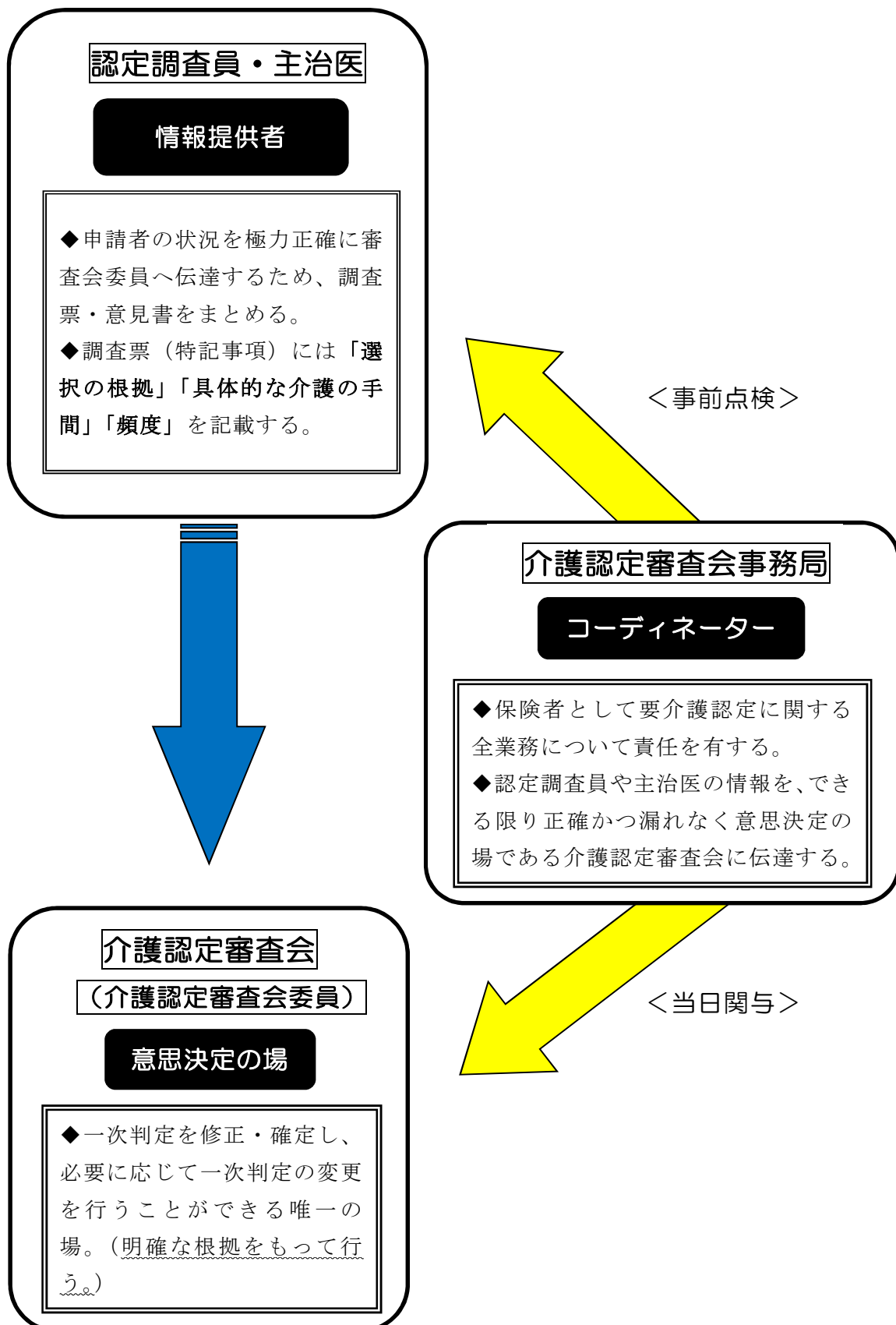
② 調査の基本的な方法



5 審査判定手順



6 要介護認定にかかる関係者の役割



【MEMO】

第2章

認定調査の実施及び留意点

1 認定調査及び認定調査員の基本原則

(1) 調査実施者

申請区分	調査実施者（＝認定調査員）
新規申請 （要支援からの変更を含む）	「市町村職員」もしくは「事務受託法人」
更新申請	上記に加え、「指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保健施設その他の厚生労働省令で定める事業所もしくは施設又は介護支援専門員であって厚生労働省令で定めるもの」で、 <u>都道府県及び指定都市が行う研修を修了した者に委託することができる。</u>
区分変更申請 （要支援者の区分変更は除く）	

(2) 認定調査員

- ・保健、医療、福祉に関する専門的な知識を有していることが望まれる。
- ・公平公正で客観的かつ正確に調査を行う。
- ・調査対象者の介護の手間を適正に評価し、特記事項に調査対象者の介護の手間を理解する上で必要な情報をわかりやすく記載する。

(3) 認定調査は原則1回

- ・認定調査員は、認定調査の方法や、選択基準等を十分理解していること。
- ・その上で、面接技術の向上に努めなければならない。

(4) 守秘義務等

- ・認定調査に関連して知り得た個人の秘密に関して守秘義務がある。
- ・違反した場合、公務員に課せられる罰則が適用される。

(5) 個人情報保護

- ・認定調査の実施にあたり、名古屋市情報あんしん条例、個人情報の保護に関する法律、名古屋市個人情報保護条例など、関係法令を遵守すること。

【参考事例】調査票の紛失

認定調査員が、スーパーの駐車場でトイレに立ち寄っている間に車上狙いに遭い、調査票の入ったかばんを盗まれた。

市と事業所は家族に謝罪。

記者発表され、数社の新聞に記事が掲載された。

2 認定調査の実施

(1) 調査実施全般

- ・原則、1名の調査対象者につき、1名の調査員が1回で調査を行う。
- ・入院後間もない等、調査対象者の心身の状態が安定するまでに相当期間を要すると思われ、介護保険によるサービスの利用を見込めない場合は、必要に応じ申請者に対し、一旦申請を取り下げ、状態が安定してから再度申請を行うよう説明する。
- ※心身の状態が安定していない状態（急性期等）では、適正な審査判定が行えず、実際に介護サービスの利用が必要となる頃には、要介護度と大きくかけ離れた心身の状態にあることがある。
- ・1回目の認定調査の際に、異なる認定調査員による再調査が不可欠と判断した場合に限り、2回目の認定調査を行う。この場合、認定調査票は一式のみとし、調査実施者欄は主に調査を行ったものを筆頭とし記載。

(2) 事前の確認・準備

① 調査日時の事前調整

- ・予め調査対象者や家族等、実際の介護者と調査日時の調整を行う。
- ・認定調査の依頼から、できるだけ早い時期に調査を実施し、調査終了後は速やかに所定の書類を作成する。
- ※調査対象者の置かれている環境が、大きく変わった場合（入退院、転居等）は、介護の手間の評価に影響があるため、調査日は、環境が変わってから1週間ほど経った後に設定することが望ましい。（ターミナル状態を除く）

② 調査場所の事前調整

- ・調査の実施場所は、原則として日頃の状況を把握できる場所とする。
- ・申請書に記載された住所が、必ずしも調査対象者の生活の場とは限らないため、必ず調査場所の確認を行う。
- ・調査対象者が不安定な状態にならず、日常生活のペースを維持して調査を受けられるような配慮が必要。
- ・病院や施設等で実施する場合は、調査対象者が通常過ごしている場所を確認し、病院や施設等と調整した上でプライバシーに配慮して実施する。

③ 配慮すべき事項の確認

ア 調査対象者の前で確認できない事項

- ・がん等、告知されていない疾病
- ・亡くなった配偶者のこと等、言ってはいけない事柄や言葉 等

イ 介護者の困っている事項

- ・調査対象者の周辺症状や介護において困っている状況。

ウ 身体状況等

- ・身体状況
急性疾患等、認定調査を受けられない状況であるかどうか。
- ・認知症の有無（特に、コミュニケーション能力）
認定調査対象者への直接聞き取りが可能であるか。
- ・精神状態
認定調査対象者の状態が安定している時に実施する。

④ 家族等の立ち会いを依頼

- ・できるだけ、調査対象者の日頃の状況を把握している家族等に立ち会いを依頼する。（やむを得ず不在で調査を行った場合は、その旨を特記事項に記載すること。）

（３）調査実施当日

① 調査時の留意点

- ・携行物品の点検
認定調査員証、介護支援専門員証、認定調査依頼書、認定調査票、筆記用具、視力確認表、衛生用品等（感染予防のための消毒剤・使い捨て手袋・マスク・スリッパ等）
- ・認定調査員として、不信感を持たれないような身なりを心掛ける。
（派手な服装、ラフすぎる服装は避ける。）
- ・挨拶等、礼儀正しい姿勢で行い、丁寧な言葉遣い等を心掛ける。

② 調査開始前

- ・認定調査員自己紹介（認定調査員証等の提示）
- ・当日の体調の確認
（急な体調不良等の場合は、無理に調査を実施せず、調査日を延期。）
- ・認定調査の主旨の説明
- ・要介護認定までの流れの説明
- ・認定調査内容の説明
- ・守秘義務の説明

(4) 調査実施

① 概況調査

- ・現在受けているサービスの状況（在宅利用・施設利用）を聞き取る。
- ・置かれている環境等（家族状況、住宅環境、傷病、既往歴等）を聞き取る。

② 基本調査項目の調査

認定調査は、以下のポイントに留意するとともに、調査対象者の容態（疲れなどで体調が悪くなる場合等）をチェックしながら進めていく。

ア 緊張をさせない・しない

- ・調査員・調査対象者ともにリラックスし、あわてないで回答できるよう聞き取りに時間をかける。
- ・調査項目の順番にこだわらず、調査対象者が答えやすい質問の導入や方法を工夫する。
- ・日常会話や調査時の何気ない行動から、調査に必要な情報が聴取・確認できると、対象者の負担も軽く自然に調査ができる。
- ・調査対象者の言われたことを繰り返す、相槌をうつことにより、対象者が話しやすくなるため、調査項目を順番に聞いていく方法に比べ、より多くの情報を得ることができる。

イ 生じている介護の手間を把握する

- ・日常生活にどういう支障が生じているか、また、それによってどのくらい介護の手間が生じているかの確認を行う。
- ・「介護の手間」を頭に入れながら質問を行う必要がある。
（「基本調査項目の問いかけ例」第3章参照）

ウ 確認動作の試行は注意して行う

- ・確認動作の試行が原則となっている項目では、本人または家族の同意のうえ実施する。また、危険や体調不良等がないことを確認のうえ、安全に試行してもらおう。無理に行う必要はなく、行ってもらえない場合は、日頃の状況を聞き取る。

③ 認定調査終了時

ア 家族等への認定調査内容の確認

- ・認定調査について、不明な点や選択に迷う点があれば、再度、調査対象者や介護者に確認する。

イ 認定結果について

- ・通常は、申請日から30日以内に要介護認定の結果が通知される旨案内する。
- ・その際、調査対象者や介護者から要介護度の見込みを尋ねられても、「要介護〇くらいかもしれません」などと言及してはいけない。
- ・今後の問い合わせ窓口（区役所福祉課）の案内をする。

3 調査の開始・終了時の説明と確認

(1) 接遇の基本

挨拶等礼儀正しい姿勢で接し、丁寧でわかりやすい言葉遣いを心がける。

【言葉遣い等の留意点】

- 外来語や流行語を使用しない。
- ゆっくりと話す。
- 専門用語や略語を使用しない。
(「じょくそう (床ずれ)」や「えん下 (飲み込み)」等に注意。)

(2) 調査開始前

① 認定調査員自己紹介 (認定調査員証等の提示)

② 当日の体調の確認

例『今日のお体の具合はいかがですか？どこか調子の悪いところはありませんか？』
(＊急な体調不良等の場合は、無理に調査を実施せず、調査日を延期。)

③ 認定調査の趣旨の説明

④ 認定調査内容の説明

- ・主に、調査日前1週間、又は1か月間の状況について調査する。
- ・「日頃の状況」について調査する。
- ・実際に行っていただく項目は、無理に行わない。
- ・調査項目の中には答えづらいものもあるが、全国共通の項目となっているため、協力を依頼する。
- ・調査は1時間程度で終了予定。

(3) 調査導入時

① 調査対象者の聴力の確認

例『これくらいの声の大きさに聞こえますか？』

- ・(1-13 聴力)の項目の調査と兼ねて確認する。
- ・状況により、座る位置の調整を行う。

② 調査対象者本人の確認

例『お名前・生年月日・年齢をお聞かせください。』

- ・(3-3 生年月日や年齢を言う)、(3-5 自分の名前を言う)の項目の調査と兼ねて確認する。

③ 同居家族・主たる介護者の確認

- ・概況調査の家族状況の調査と兼ねて確認する。
- ・立会い者を確認(調査対象者との関係等)する。

④ 調査対象者の居住環境の確認

- ・概況調査の居住環境の調査と兼ねて確認する。

⑤ 既往・通院歴の確認

例『これまでかかったご病気、ケガなどについて教えてください。』

- ・現在の状況に係る既往歴等から、生活に支障のある点を掘り下げて確認する。
- ・確認動作を安全に行うため、確認する。

(4) 調査終了後

① 全項目調査したことの確認

② 今後の流れの説明

- ・要介護認定についての問い合わせ先は、区役所福祉課。(支所では要介護認定は扱っていない。)
- ・要介護度は、今回の認定調査結果と主治医意見書の記載内容をもとに介護認定審査会で判定される。

※「要介護○」くらいになる等とは言ってはならない。

- ・認定通知は、原則申請日から30日以内に名古屋市介護認定事務センター(以下、「センター」という)から郵送される。遅れる場合は、センターからその旨通知される。
- ・サービス利用にあたっては、ケアマネジャー等と相談すること。

4 認知症の方への対応

(1) 認知症とは

- ・一度正常に達した認知機能が後天的な脳の障害によって持続的に低下し、日常生活や社会生活に支障をきたすようになった状態を言い、記憶・見当識・施行・理解等に障害を受けるが、ほとんどの場合本人にはその自覚がない。
- ・要介護認定者の約70%、要支援者の約5%に認められ、見た目では判断できない。

(2) 認定調査において配慮すること

—「認知症」という病気の特性から—

- ① 本人の尊厳を大切にする。(そうでなければ、協力が得られない。)
- ② 必ず周囲の人から情報を得る必要がある。本人の説明だけでは認知症なのか(それが真実なのか)判断ができない。

(3) 周囲の人から情報を得る場合に知っておくべきこと

- ・ 身近な同居家族以外が認知症の状態を知ることは難しい場合がある。
認知症ではすでに自分の子供を認識できないレベルであっても、認知症のテストを全問正解し、同居をしていない家族の質問にすべて正解することは珍しくない。
- ・ 家族と本人の関係や、家族の認知症についての理解によって、情報の信頼性が左右される場合がある。
- ・ 時には本人のいない場所で家族からの聞き取りをする必要がある。
本人は家族の言う事(本当の出来事)を受け入れることができない場合が多い。
- ・ 家族への配慮が大切である。
本人に近い程、家族の精神的負担は大きくなる。(認知症の介護家族の中で、最も介護に向かない立場の人は、同性の子供といわれている。)
記憶を失った人にとっての事実は真実と事なることがあるが、その人の頭の中の間違った事実を変えることはできないため、周りが妥協するしかない。認知症の人の家族の心理状態は、認知症の進行によって変わるので、家族の気持ちを和らげることも調査の為には必要。

(4) 調査日

- ・ 家族等と調整するものの、調査対象者にはあえて知らせない方がよい場合が多い。
認定調査は、本人にとって必要がなく、何かわからない事を行うために知らない人が来るという、嫌なことである場合が多い。前もって調査日を伝えたと、本人の中で認定調査に対するマイナスイメージが膨らみ、認定調査の拒否につながることもある。

(5) 認定調査実施のポイント

- ・相手のペースに合わせて家族の気持ちに寄り添い、本人や家族の訴えや話をよく聞く。
- ・ポイントを押さえて効率よく調査をする。
- ・場合によっては関わっている介護事業者からの情報も大切。

<家族が認知症であることを認めようとしない場合>

- ・無理をせず、事実と本人や家族の様子などを、特記事項に客観的に記載する。

<一人暮らしの場合>

- ・事実が判らない場合があるが、本人の周りの状況の特記事項に記載する。
- ・認知症ではなくせん妄やうつ等が疑われる場合もあるが、診断は難しい場合がある。介護保険は病状ではなく、介護の手間を評価するものであるため、病気に関わらず実際の様子を調査する。

認知症を起こす病気はたくさんあり、認知症の20%は治る可能性のある病気で、残りの80%が本来の認知症である脳の変性疾患です。

それらは病気の種類により症状が違います。症状の聞き取りは審査判定に役に立ちますが、実際には典型的でない症状を示す場合も多く、病名の先入観を持たない調査が必要です。

(6) プライバシーの保護

- ・認知症高齢者に対する情報は、他人に知られたくない場合もあることから、プライバシーの保護に努めるとともに、その旨の説明と誠実な対応が必要であり、場合によっては近隣に「認定調査」と分からないようにする配慮も必要となる。

<参考>

是非ご覧ください

・はじめて認知症の方を訪問するとき、
・はじめて認知症の方本人に接するとき、
何をどのような方法で把握すればよいかの参考に！

ダウンロードはここから
<http://www.zenhokan.or.jp>



5 調査票の記載方法

(1) 認定調査票の構成

区分	名古屋市の様式	記載方法（筆記用具等）
概況調査	OCR方式 (チェックボックス式)	・黒のボールペン（消せるボールペンは不可） ・太枠の□には該当箇所の数字（0も記入） 元号→令和：5、平成：4、昭和：3、大正：2 ・□には☑を記入する <u>※項目は調査依頼時に調査票に印字してあります。</u>
基本調査		
特記事項	記述式	黒のボールペン又はパソコン使用

(2) 概況調査

区分	項目	記載事項
欄外	認定申請日※	認定調査依頼書の申請日 令和7年4月1日→5070401（令和は5）
	被保険者番号※	認定調査依頼書の被保険者番号
Ⅰ 調査実施者 (記入者)	調査実施日	認定調査を実施した日 令和7年4月8日→5070408
	調査の実施場所	該当するものに☑ 「自宅外」の場合は（ ）に場所名
	指定居宅介護支援事業所等番号※	認定調査員の所属する事業所番号 (グループホーム・有料老人ホーム・小規模多機能型居宅等の認定調査員は、名古屋市が付番した001から始まる10ケタの番号を記入)
	所属機関、電話番号	所属機関名、電話番号
	認定調査員番号	名古屋市が付番した8けたの番号
	記入者氏名	調査員氏名
Ⅱ 調査対象者	対象者氏名※	調査対象者の氏名
	対象者名ふりがな	ふりがな
	性別※	男→1、女→2
	生年月日※	昭和7年2月3日→3070203 年齢 93歳→093
	現住所	調査対象者の居住地(自宅)の住所と電話番号 ※一時的に親族宅等にいる場合も調査対象者の居住地(自宅)の住所 ※病院・施設等の入院・入所者は、病院・施設等の住所と電話番号
	家族等連絡先	連絡先となる家族等の氏名、調査対象者との関係、住所および電話番号

区 分	項 目	記載事項	
Ⅲ 現在受けているサービスの状況について ・新規申請（要支援者による申請、事業対象者を除く） ⇒記入不要 ・その他 ⇒暫定利用も含め、把握できる範囲で記載	サービス区分 （Ⅲ現在受けているサービスの状況）	利用無	認定の有無に関わらず「なし」
		利用有	現在の認定区分に応じて☑ 「要支援」⇒「予防・総合」 「総合事業対象者」⇒「予防・総合」 「要介護」⇒「介護」
	施設利用あり	介護保険で施設入所している場合に☑	
	《在宅利用》	記入の方法は（別表1）参照	
	《施設利用》	記入の方法は（別表2）参照 施設名および電話番号を記入	
	市町村特別給付	サービスの種類名を記入 名古屋市では配食サービスのみ	
Ⅳ 特記事項	介護保険給付以外の在宅サービス	医療保険での訪問看護、地域支援事業、障害福祉サービスや、ボランティアが定期的に提供しているサービス等を利用している場合は記入	
	家族状況	該当するものに☑ 在宅の場合に、家族と同居するか否かの視点で選択する。 判断に迷う場合は「独居」に☑し、特記すべき事項があれば、家族状況の欄に記載する。	
	特記すべき事項	介護の手間に関わる事項等、審査会に伝えるべき情報はOCR用紙ではなく、『特記事項』（共通欄等）に記載する	

《在宅利用》記入及び☑の方法（別表1）

区 分	マークの方法
福祉用具貸与	調査時点における利用品目数
特定福祉用具販売	過去6ヶ月の福祉用具購入品目数（自費で購入したものは含まない）
住宅改修	介護保険制度での住宅改修の実施の有無（過去に1回でもあれば☑）（身障など介護保険以外の制度又は自費で改修した場合は含まない）
上記以外の指定居宅サービス	認定調査を実施した月の利用回数又は日数（予定を含む）4回→004又は04 利用の無いサービスは、空欄

* 月途中の入退院による在宅サービス利用については、わかっている範囲（予定も含む）で記入。

《施設利用》記入及び☑の方法（別表2）

区 分	マークの方法
介護老人福祉施設	介護保険利用で入所している場合に☑ ※ショートステイは含まない
介護老人保健施設	
介護医療院	
認知症対応型共同生活介護適用施設(グループホーム)	施設利用の「認知症対応型共同生活介護適用施設」を☑し、さらに、 <u>施設利用と在宅利用の両方の該当部分を全て☑、記入</u>
特定施設入所者生活介護適用施設(ケアハウス等)	施設利用の「特定施設入居者生活介護適用施設」を☑し、さらに、 <u>施設利用と在宅利用の両方の該当部分を全て☑、記入</u>
医療機関(療養)	医療保険適用の療養病床に入院している場合
医療機関(療養以外)	医療保険適用の一般病床に入院している場合
養護老人ホーム※1	※1 特定施設入居者生活介護適用施設を除く ※2 サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを除く 施設利用の該当施設を☑し、さらに、 <u>施設利用と在宅利用の両方の該当部分を全て☑、記入</u>
軽費老人ホーム※1	
有料老人ホーム※1、2	
サービス付き高齢者向け住宅	
その他の施設	上記以外の施設に入所している場合 <u>施設利用と在宅利用の両方の該当部分を全て☑、記入</u>

(3) 基本調査

- ・該当する選択肢に☑

(4) 特記事項

- ・被保険者番号は必ず記入すること。
- ・特記事項が複数枚になる場合は、中央下に 1/2、2/2 のように記載し、全てのページに被保険者番号を記入すること。
- ・どの項目の特記事項かを明確にし、群ごとに整理すること。
- ・余白は 5 mm 以上とし、見やすい文字の大きさやフォントとすること。
- ・略語 (CM, PT, NS, ST など) は使用しない。
- ・敬語は不要。文章は短く。
- ・提出前に、紙ベースで誤字、脱字、印刷されていない文字がないか等を確認。
- ・特記事項の入力用ファイル (MS エクセル形式) は N A G O Y A かいごネット (<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp>) からダウンロード可能。

(5) その他

- ・万一、誤記した場合は二重線で消し、訂正する。
修正液、修正テープは不可

調査は、調査対象者が通常の状態（調査可能な状態）であるときに実施して下さい。本人が理解をひいて同意を出している等、通常の状態でない場合は直調査を行って下さい。

認定申請日 **5 0 7 0 4 0 1** 1: 明治 2: 大正 3: 昭和
4: 平成 5: 令和
元号 年 月 日

認定調査票（概況調査）

被保険者番号 **1 0 0 3 3 4 4 5 5 5**

概要番号 **1001**

I 調査実施者（記入者）

介護保険認定調査票

名古屋市

調査実施日 年 月 日 調査実施場所 ☐ 自宅内 ☐ 自宅外（ ）	指定居宅介護支援事業者等番号 2 3 7 1 2 3 4 5 6 7	所属機関 電話番号（必須）（ ）
認定調査員番号 	記入者氏名 ふりがな（ ）	

II 調査対象者

対象者氏名 名古屋 百合	性別 2 1: 男 2: 女	生年月日 3 0 7 0 2 0 3 元号 年 月 日	0 9 3 歳
関係所 〒 電話番号（ ）	家族等 〒 電話番号（ ）	氏名（ ） 関係（ ）	

III 現在受けているサービスの状況

区分	在宅利用（認定調査を行った月のサービス利用回数を記入。（介護予防）福祉用具貸与は調査日時点の、特定（介護予防）福祉用具販売は過去6ヶ月の品目数を記載）											
予防総合	訪問介護（ホームヘルプ）訪問型サービス	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅介護支援サービス	通所介護（デイサービス）通所型サービス	通所リハビリテーション（デイケア）	短期入居生活介護（ショートステイ）（療養型ショート）	短期入居介護型介護（介護型ショート）	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売
	回/月	回/月	回/月	回/月	回/月	回/月	回/月	回/月	回/月	回/月	品目	品目
介護	住宅改修	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	定額退院・臨時帰国介護型介護	看護小規模多機能型居宅介護	市町村特別給付 		
	あり	回/月	回/月	回/月	回/月	回/月	回/月	回/月	回/月	介護保険給付外の在宅サービス 		
施設利用あり	☐ 介護老人福祉施設	☐ 介護老人保健施設	☐ 認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）		☐ 特定施設入居者生活介護施設	☐ 医療機関（療養）	☐ 医療機関（療養以外）	☐ その他の施設等				
	☐ 介護医療院	☐ 養護老人ホーム※1	☐ 軽費老人ホーム※1	☐ 有料老人ホーム※1、2		☐ サービス付き高齢者向け住宅※1						
施設等連絡先	〒 施設等名 電話番号（ ）											

※1 特定施設入居者生活介護施設を除く。 ※2 サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを除く。

IV 調査対象者の家族状況、調査対象者の居住環境（外出が困難になるなど日常生活に支障となるような環境の有無）、施設等における状況、日常的に使用する機器・器械の有無等について特記すべき事項を記入してください。

家族状況 ☐ 独居 ☐ 同居（夫婦のみ） ☐ 同居（その他）（家族状況については、左のいずれかにチェックするとともに特記すべき事項を記載）

認定調査票（基本調査）

1 身体機能・起居動作

1. 麻痺等の有無（複数回答可） ☐ ない ☐ 左上肢 ☐ 右上肢 ☐ 左下肢 ☐ 右下肢 ☐ その他（四肢の欠損）	8. 立ち上がり ☐ つかまらないうでできる ☐ 何かにつかまればできる ☐ できない
2. 拘縮の有無（複数回答可） ☐ ない ☐ 肩関節 ☐ 股関節 ☐ 膝関節 ☐ その他（四肢の欠損）	9. 片足での立位保持 ☐ 支えなしでできる ☐ 何か支えがあればできる ☐ できない
3. 寝返り ☐ つかまらないうでできる ☐ 何かにつかまればできる ☐ できない	10. 洗身 ☐ 介助されていない ☐ 一部介助 ☐ 全介助 ☐ 行っていない
4. 起き上がり ☐ つかまらないうでできる ☐ 何かにつかまればできる ☐ できない	11. つめ切り ☐ 介助されていない ☐ 一部介助 ☐ 全介助
5. 座位保持 ☐ できる ☐ 自分の手で支えればできる ☐ 支えてもらえればできる ☐ できない	12. 視力 ☐ 普通（日常生活に支障がない） ☐ 約1m離れた視力確認表の図が見える ☐ 目の前に置いた視力確認表の図が見える
6. 両足での立位保持 ☐ 支えなしでできる ☐ 何か支えがあればできる ☐ できない	13. 聴力 ☐ 普通 ☐ 普通の声がかん聞き取れる ☐ かなり大きな声なら何とか聞き取れる
7. 歩行 ☐ つかまらないうでできる ☐ 何かにつかまればできる ☐ できない	☐ ほとんど見え ☐ 見えているのか判断不能 ☐ ほとんど聞こえない ☐ 聞こえているのか判断不能

※太枠の□には数字を、□にはチェックマークを記入ください。

2 生活機能

- | | | | | |
|-------------|-----------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| 1. 移乗 | ☐ 介助されていない | ☐ 見守り等 | ☐ 一部介助 | ☐ 全介助 |
| 2. 移動 | ☐ 介助されていない | ☐ 見守り等 | ☐ 一部介助 | ☐ 全介助 |
| 3. えん下 | ☐ できる | ☐ 見守り等 | ☐ できない | |
| 4. 食事摂取 | ☐ 介助されていない | ☐ 見守り等 | ☐ 一部介助 | ☐ 全介助 |
| 5. 排尿 | ☐ 介助されていない | ☐ 見守り等 | ☐ 一部介助 | ☐ 全介助 |
| 6. 排便 | ☐ 介助されていない | ☐ 見守り等 | ☐ 一部介助 | ☐ 全介助 |
| 7. 口腔清潔 | ☐ 介助されていない | ☐ 一部介助 | ☐ 全介助 | |
| 8. 洗顔 | ☐ 介助されていない | ☐ 一部介助 | ☐ 全介助 | |
| 9. 整髪 | ☐ 介助されていない | ☐ 一部介助 | ☐ 全介助 | |
| 10. 上衣の着脱 | ☐ 介助されていない | ☐ 見守り等 | ☐ 一部介助 | ☐ 全介助 |
| 11. ズボン等の着脱 | ☐ 介助されていない | ☐ 見守り等 | ☐ 一部介助 | ☐ 全介助 |
| 12. 外出頻度 | ☐ 週1回以上 | ☐ 月1回以上 | ☐ 月1回未満 | |

3 認知機能

- | | | | | |
|------------------------------|--|------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|
| 1. 意思の伝達 | ☐ 調査対象者が意思を他者に伝達できる | ☐ ときどき伝達できる | ☐ ほとんど伝達できない | ☐ できない |
| 2. 毎日の日課を理解する | ☐ できる | ☐ できない | | |
| 3. 生年月日や年齢を言う | ☐ できる | ☐ できない | | |
| 4. 短期記憶(面接調査の直前に何をしていたか思い出す) | ☐ できる | ☐ できない | | |
| 5. 自分の名前を言う | ☐ できる | ☐ できない | | |
| 6. 今の季節を理解する | ☐ できる | ☐ できない | | |
| 7. 場所の理解(自分のいる場所を答える) | ☐ できる | ☐ できない | | |
| 8. 徘徊 | ☐ ない | ☐ ときどきある | ☐ ある | |
| 9. 外出すると戻れない | ☐ ない | ☐ ときどきある | ☐ ある | |

6 過去14日間に受けた特別な医療(複数回答可)

- | | | | |
|-------|---|-----------------------------------|--|
| 処置内容 | ☐ 点滴の管理 | ☐ 中心静脈栄養 | ☐ 透析 |
| | ☐ ストーマ(人工肛門)の処置 | ☐ 酸素療法 | ☐ レスビレーター(人工呼吸器) |
| | ☐ 気管切開の処置 | ☐ 疼痛の看護 | ☐ 経管栄養 |
| 特別な対応 | ☐ モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等) | ☐ じょくそうの処置 | ☐ カテーテル(コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等) |

7 日常生活自立度

- | | | | | | | | | | |
|----------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度) | ☐ 自立 | ☐ J1 | ☐ J2 | ☐ A1 | ☐ A2 | ☐ B1 | ☐ B2 | ☐ C1 | ☐ C2 |
| 認知症高齢者の日常生活自立度 | ☐ 自立 | ☐ I | ☐ IIa | ☐ IIb | ☐ IIIa | ☐ IIIb | ☐ IV | ☐ M | |

4 精神・行動障害

- | | | | |
|---------------------------|-----------------------------|---------------------------------|-----------------------------|
| 1. 物を盗られたなどと被害的になる | ☐ ない | ☐ ときどきある | ☐ ある |
| 2. 作話をする | ☐ ない | ☐ ときどきある | ☐ ある |
| 3. 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になる | ☐ ない | ☐ ときどきある | ☐ ある |
| 4. 昼夜の逆転 | ☐ ない | ☐ ときどきある | ☐ ある |
| 5. しつこく同じ話をする | ☐ ない | ☐ ときどきある | ☐ ある |
| 6. 大声をだす | ☐ ない | ☐ ときどきある | ☐ ある |
| 7. 介護に抵抗する | ☐ ない | ☐ ときどきある | ☐ ある |
| 8. 「家に帰る」等と言い落ち着きがない | ☐ ない | ☐ ときどきある | ☐ ある |
| 9. 1人で外に出たがり目が離せない | ☐ ない | ☐ ときどきある | ☐ ある |
| 10. いろいろなものを集めたり、無断でもってくる | ☐ ない | ☐ ときどきある | ☐ ある |
| 11. 物を壊したり、衣類を破いたりする | ☐ ない | ☐ ときどきある | ☐ ある |
| 12. ひどい物忘れ | ☐ ない | ☐ ときどきある | ☐ ある |
| 13. 意味もなく独り言や独り笑いをする | ☐ ない | ☐ ときどきある | ☐ ある |
| 14. 自分勝手に行動する | ☐ ない | ☐ ときどきある | ☐ ある |
| 15. 話がまとまらず、会話にならない | ☐ ない | ☐ ときどきある | ☐ ある |

5 社会生活への適応

- | | | | |
|------------|-----------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------|
| 1. 薬の内服 | ☐ 介助されていない | ☐ 一部介助 | ☐ 全介助 |
| 2. 金銭の管理 | ☐ 介助されていない | ☐ 一部介助 | ☐ 全介助 |
| 3. 日常の意思決定 | ☐ できる | ☐ 特別な場合を除いてできる | ☐ 日常的に困難 |
| | | ☐ できない | |
| 4. 集団への不適応 | ☐ ない | ☐ ときどきある | ☐ ある |
| 5. 買い物 | ☐ 介助されていない | ☐ 見守り等 | ☐ 一部介助 |
| | | ☐ 全介助 | |
| 6. 簡単な調理 | ☐ 介助されていない | ☐ 見守り等 | ☐ 一部介助 |
| | | ☐ 全介助 | |

身体機能・起居動作	1-1麻痺等の有無 1-2拘縮の有無 1-3寝返り 1-4起き上がり 1-5座位保持 1-6両足での立位 1-7歩行 1-8立ち上がり 1-9 片足での立位 1-10 洗身 1-11 つめ切り 1-12 視力 1-13 聴力
生活機能	2-1移乗 2-2移動 2-3えん下 2-4食事摂取 2-5排尿 2-6排便 2-7口腔清潔 2-8洗顔 2-9整髪 2-10上衣の着脱 2-11ズボン等の着脱 2-12外出頻度
認知機能	3-1意思の伝達 3-2毎日の日課を理解 3-3生年月日を言う 3-4短期記憶 3-5自分の名前を言う 3-6今の季節を理解 3-7場所の理解 3-8徘徊 3-9外出して戻れない
精神・行動障害	4-1被害的 4-2作話 4-3感情が不安定 4-4昼夜逆転 4-5同じ話をする 4-6大声を出す 4-7介護に抵抗 4-8落ち着きなし 4-9一人で出たがる 4-10収集癖 4-11物や衣類を壊す 4-12ひどい物忘れ 4-13独り言・独り笑い 4-14自分勝手に行動する 4-15話がまとまらない
社会生活	5-1薬の内服 5-2金銭の管理 5-3日常の意思決定 5-4集団への不適応 5-5買い物 5-6簡単な調理
特別な医療	
自立度	7-1障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度) 7-2認知症高齢者の日常生活自立度
共通	各群に共通する調査時の状況や上記以外に提供されている介護の状況

- ・ 太枠の□には数字を記入し、その他の□には **✓** してください。
- ・ 4月→**0 4**月、3回→**0 3**回と入力してください。0回等の場合は記入不要です。
- ・ 元号はアルファベットではなく R→**5**、H→**4**、S→**3**、T→**2**、M→**1**と
してください。

調査実施日
 時事項に記載した日と
 同日かを確認

認定申請日 5 0 7 0 4 0 1
 被保険者番号 1 0 0 3 3 4 4 5 5 5
 振替番号 1001

介護保険認定調査票

調査実施日 5 0 7 0 4 0 8
 調査実施場所 ☒ 自宅内 ☐ 自宅外
 指定居宅介護支援事業者番号 2 3 7 1 2 3 4 5 6 7
 所属機関 ※電話番号(必須) 052-△△△-0000
 なごや居宅介護支援事業所
 認定調査員番号 2 3 1 9 8 7 6 5
 記入者氏名 ふりがな かいこ はなよ
 介護 花代

調査対象者
 調査実施場所
 どちらかに☒
 自宅外の場合は ()
 内に場所を記載

姓 名 ゆり
 姓 名 百合
 性別 2 1 男 2 女
 生年 月 日 3 0 7 0 2 0 3 0 9 3
 元号 年 月 日 歳
 〒 460-8588 氏名 (名古屋 一郎) 関係 (子)
 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 電話番号 (052-×××-××××) 電話番号 (052-×××-8000)

サービス利用回数 (介護予防) 福祉用具貸与は調査日時点の、特定(介護予防)福祉用具販売は過去6ヶ月の品目数を記載)

総合	訪問介護サービス	介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護(デイサービス)	通所型サービス	通所リハビリテーション(デイケア)	短期入所生活介護(ショートステイ)	短期入所療養介護(夜間ショート)	特定居宅入居者生活介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売
☐	0 1 2					0 8							
介護	☒	☒											
施設利用	☒												
施設等連絡先	施設												

※1 特定施設入居者生活介護適用施設を除く。 ※2 サービス付き高齢者向け住宅の登録を
 IV 調査対象者の家族状況、調査対象者の居住環境
 (外出が困難になるなど日常生活に支障となるような環境の有無)、施設等における状況、日常的に
 事項を記入してください。

※家族状況 ☒ 独居 ☐ 同居(夫婦のみ) ☐ 同居(その他) (家族状況については、左のいずれかにチェックするとともに特記すべき事項を記載)

IV欄に記載された事項は、審査会資料には反映されません。
 審査会に伝えたいことは、特記事項用紙(共通欄等)に記載してください。

部分は印字されています。訂正する場合は、二重線で消し、正しい情報を記載してください。
(修正液、テープは不可)

□ 部分は誤りが
多いので、提出前にご確認
ください。

裏面

帳面番号 1002

2. 移動

1. 移乗 ☐ 介助されていない ☐ 見守り等 ☒ 一部介助 ☐ 全介助

2. 移動 ☐ 介助されていない ☐ 見守り等 ☒ 一部介助 ☐ 全介助

3. えん下 ☒ できる ☐ 見守り等 ☐ できない

4. 食事摂取 ☐ 介助されていない ☒ 見守り等 ☐ 一部介助 ☐ 全介助

5. 排泄 ☐ 介助されていない ☐ 見守り等 ☒ 一部介助 ☐ 全介助

6. 排便 ☐ 介助されていない ☐ 見守り等 ☒ 一部介助 ☐ 全介助

7. 口腔清潔 ☐ 介助されていない ☒ 一部介助 ☐ 全介助

8. 洗顔 ☒ 介助されていない ☐ 一部介助 ☐ 全介助

9. 整髪 ☒ 介助されていない ☐ 一部介助 ☐ 全介助

4. 精神・行動障害

1. 物を盗られたなど、被害的になる ☒ ない ☐ ときどきある ☐ ある

2. 作話をする ☒ ない ☐ ときどきある ☐ ある

3. 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になる ☒ ない ☐ ときどきある ☐ ある

4. 昼夜の逆転 ☐ ない ☒ ときどきある ☐ ある

5. しつこく同じ話をする ☒ ない ☐ ときどきある ☐ ある

6. 大声をだす ☒ ない ☐ ときどきある ☐ ある

7. 介護に抵抗する ☒ ない ☐ ときどきある ☐ ある

8. 「家に帰る」等と言い落ち着きがない ☒ ない ☐ ときどきある ☐ ある

9. 1人で外に出たがり目が醒めない ☒ ない ☐ ときどきある ☐ ある

第3章

基本調査のポイント

1 第1群 「身体機能・起居動作」

★ 高齢者が生活をしていく上で必要とされる基本的な生活動作の能力に関して調査を行う項目群。

	評価軸		
	①能力	②介助の方法	③有無
(1-1) 麻痺(5)			○(※能力と同じ)
(1-2) 拘縮(4)			○(※能力と同じ)
(1-3) 寝返り	○		
(1-4) 起き上がり	○		
(1-5) 座位保持	○		
(1-6) 両足での立位	○		
(1-7) 歩行	○		
(1-8) 立ち上がり	○		
(1-9) 片足での立位	○		
(1-10) 洗身		○	
(1-11) つめ切り		○	
(1-12) 視力	○		
(1-13) 聴力	○		

1群（能力の項目）の目的：

介護の手間が発生する前提条件や背景情報を提供する。

共通

(有無 (考え方は能力と同じ))

第1群

1-1, 2 麻痺等・拘縮 (有無 (考え方は能力と同じ))

確認事項

- 可能な限り実際に確認動作を行ってもらう。
 - ① 行ってもらった場合
 - ・確認動作ができたか、できなかったか。
(できた場合 → 楽々できたか、又はやっとできたか。)
 - ・日頃の状況と異なる場合は、一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況で選択。
 - ② 行ってもらえなかった場合
 - ・理由や状況の確認。
 - ・一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択。
 - ※確認動作ができるか、できないか。
- 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

調査の仕方

- ・同意の上、可能な限り確認動作を行ってもらう。
- ・(1-2) 拘縮の有無 ➡ (1-1) 麻痺等の有無の順で確認する。
- ・日頃は、確認動作ができる状況か、できない状況か。

特記事項

- ・確認動作時の具体的な状況。
- ・問題なくできる状況も重要

- ☐ 確認動作が行えない部位を選択。
- ☐ 上肢・下肢以外に「麻痺等・拘縮」がある場合は、「その他」を選択し、具体的な状況の特記事項に記載。（「欠損」があり動作が行えない場合は、「その他」と動作が行えない部位を選択。）

共通

能力で評価する項目

(1-3)寝返り、(1-4)起き上がり、(1-5)座位保持、(1-6)両足での立位
(1-7)歩行、(1-8)立ち上がり、(1-9)片足での立位

確認事項

- 日頃の確認動作の可否（「できる」「できない」の軸で評価）
- 「日頃の状態」（日頃から各調査項目について、できる能力があるかどうか）と「日頃の生活の様子」は異なる場合があることに留意。

日頃の状態≠日頃の生活の様子

（例）日頃ソファーにもたれていることが多い（「日頃の生活の様子」）場合でも、食事の時間は背もたれがなくても座位保持ができる（「日頃の状態」）場合がある。

※ 自分の体の一部につかまればできる（体の一部を支えにする）場合も「何かにつかまればできる」又は「何か支えがあればできる」を選択。

調査の仕方

- 問いかけの基本
 - ①「つかまらなくても出来ますか」
＜できない場合＞
 - ②つかまることができるしっかりした物を提供

特記事項

- 書き方のポイント
 - ・ どのように（楽々・やっとなどの修飾語）できるのか。
 - ・ 問題なくできる状況も記載する。

同じ選択でもこんなに違う

	(1-7) 歩行「できる」の例
例①	5mの歩行はふらつきもなくしっかりした足取りでできる。毎日30分程度、散歩に行く。杖などは使用していない。
例②	5mなんとか支え無に歩くことができる。 ただし、小刻み歩行で、足が十分に上がらず、ふらつきもある。体調の悪い日が月2～3日あり、その時は、支えがないと歩けない。

（厚生労働省適正化事業 e・ラーニング教材「特記事項」より）

- 介護の手間は「介助の方法」の項目に記載
（例）・体位交換の手間は（1-3）ではなく（2-1）移乗に記載
・歩行時の移動の手間は（1-7）ではなく（2-2）移動に記載

第1群

1-5 座位保持（能力）

確認事項

背もたれがない状態での座位の状態を10分間程度保持できるか。

- ・軽度者では、「3. 支えがあればできる」になることは稀である
→「支えが必要」な状況とは、「支えてもらわなければならない」状況である。

調査の仕方

○ 確認しておくの良いこと

- ・食事の時の状況はどうか
→食事摂取時の姿勢など（座位が取れる場合は、嚥下を楽に行うために、背もたれにもたれずに食事を摂取するのが一般的）を確認することで、座位保持の状況を把握することができる場合がある。
- ・病院の受診の時に、待合室や診察室で座ってられるか。
- ・洗身時、安定して椅子に座ってられるか。

第1群

1-10 洗身（介助の方法）

確認事項

＜洗身しない日に、清拭を行っている場合の考え方＞

- 発生頻度の少ない行為においては、週のうちの介助のある日数で評価するのではなく、発生している行為量に対して、どれだけ頻回に介助が行われているかを評価する。

＜例＞

	日	月	火	水	木	金	土
行為	清拭	洗身	清拭	洗身	清拭	洗身	清拭
介助		介助 されない		一部 介助		一部 介助	

※不適切な状況はない場合とします。

《正しい選択》

洗身が行われている状況で選択

介助されていない 1 / 3

一部介助 2 / 3

◎「一部介助」を選択

《誤った選択》

清拭 4 / 7、洗身 3 / 7

×「行っていない」を選択

2 第2群 「生活機能」

★ 移乗、食事摂取、洗顔等の日常生活動作の機能や、外出頻度の生活活動に関して調査を行う項目群。

	評価軸		
	①能力	②介助の方法	③有無
(2-1) 移乗		○	
(2-2) 移動		○	
(2-3) えん下	○		
(2-4) 食事摂取		○	
(2-5) 排尿		○	
(2-6) 排便		○	
(2-7) 口腔清潔		○	
(2-8) 洗顔		○	
(2-9) 整髪		○	
(2-10) 上衣の着脱		○	
(2-11) ズボン等の着脱		○	
(2-12) 外出頻度			○

目標:2 群の特記事項を読めば、対象者の1日の生活の流れがわかる!

共通

介助の方法で評価する項目

確認事項

- 「見守り等」、「一部介助」、「全介助」といった選択肢は、介助の量を意味するものではなく、「介助の方法」を示すものである。

★ 個人差が大きい項目

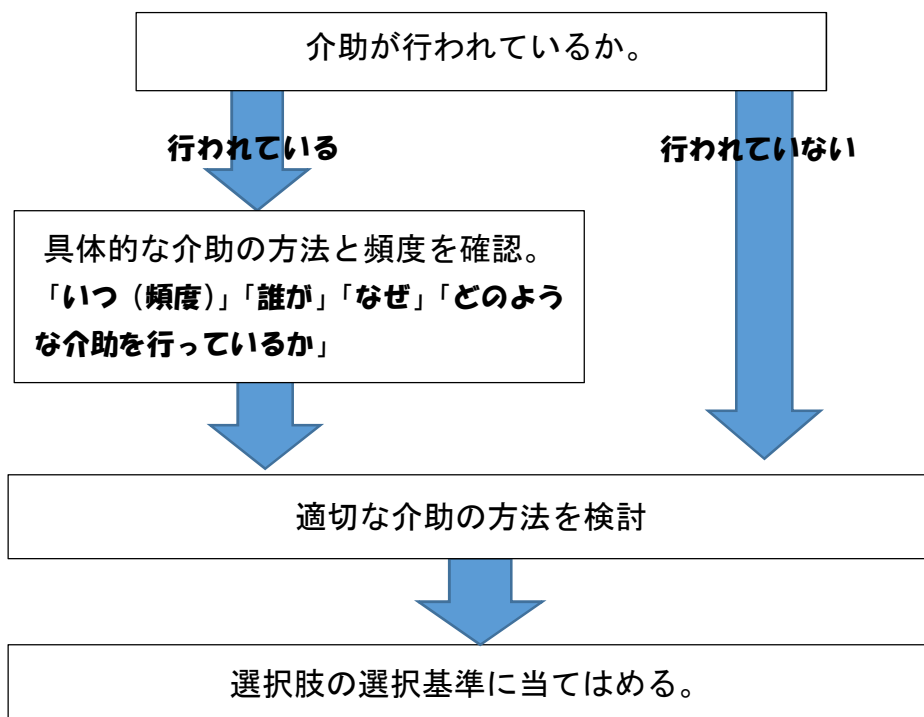
⇒ 具体的な介護の手間と頻度をより詳しく聞き取る。

調査の仕方

- ・「いつ」…介助が発生する「場面」と「頻度」
- ・「誰が」…**介護者**を特定
- ・「なぜ」…**介助が行われている理由**
身体状況の悪化によるものか、認知機能の低下によるものかなど
- ・「どのような介助が行われているか」
…場面毎の**具体的な介助の方法**を聞き取る

※ 定義に当てはまらないことでも、「介護の手間」が発生している場合は、具体的な「介護の手間」・「頻度」を聞き取る。

<介助の方法> 選択フロー



<主な選択肢>

- ・ 介助されていない
- ・ 見守り等
- ・ 一部介助
- ・ 全介助

<選択肢の選択>

- 一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回にみられる状況や日頃の状況で選択（→☆「より頻回な状況で選択」参照）
- 「介助されていない状況」や「実際の介助の方法」を調査員が不適切と判断した場合は、「適切な介助の方法」を選択する。
（※ 単に「できる—できない」といった個々の能力のみで評価せず、生活環境や本人の置かれている状態なども含めて、総合的に判断する。）
- 「見守り等」とは、常時の付き添いの必要があるものや、認知症高齢者の場合に必要な「確認」「指示」「声かけ」のこと。
- 福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

＜介助の方法＞ 「見守り等」とは

(2-1)移乗、(2-2)移動、(2-4)食事摂取、(2-5)排尿、(2-6)排便、
(2-10)上衣の着脱、(2-11)ズボン等の着脱、
(5-5)買い物、(5-6)簡単な調理

「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」「指示」「声かけ」のこと。

（例）（2-2）移動の見守り

	基本調査	特記事項
<u>遠目での見守り</u>	介助されていない	選択根拠、手間、頻度を記載
「常時」の付き添いの見守り	見守り等	選択根拠、手間、頻度を記載

（例）（2-8）洗顔の声かけ（一部介助）

	基本調査	特記事項
<u>行為を行う場所へ誘導する声かけ</u> “洗面所へ行きましょう”	介助されていない	選択根拠、手間、頻度を記載
行為を行う中での声かけ “そのタオルで顔を拭きましょう”	一部介助	選択根拠、手間、頻度を記載

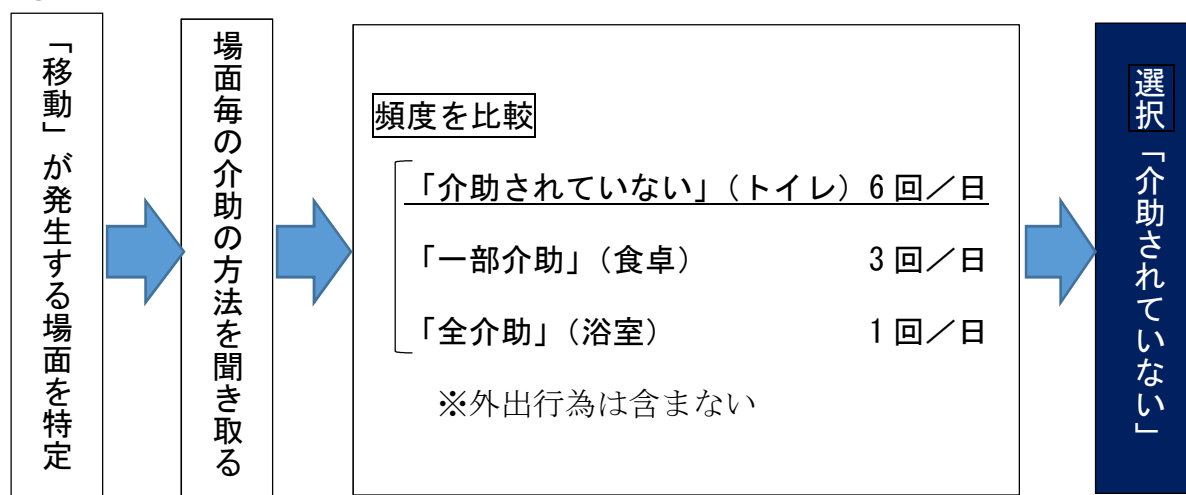
例外：（2-5，6）排尿、排便における行動開始の声かけは「見守り等」

＜介助の方法＞ より頻回な状況で選択

（例）（２－２）移動

場面 (行先)	行われている介助（不適切な状況ではないとする）	頻度
トイレ	伝い歩き（介助されていない）【介助されていない】	6回／日
食卓	介護者が手引き【一部介助】	3回／日
浴室	シャワーチェアを介護者が押す【全介助】	1回／日
外出	車椅子を介護者が押す【全介助】	1回／週

選択プロセス



特記事項

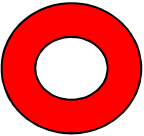
- ・場面毎の具体的な介助の方法と頻度。
- ・選択肢に反映されない介護の手間と頻度、外出時の介護の手間（特に軽度者）についても記載する。

審査会

- ・「介助されていない」が選択されているが、実際に発生している具体的な介護の手間と頻度がわかる。
- ・二次判定において、対象者固有の介護の手間について議論できる。

特記事項、必ず書こう「手間」「頻度」

特記事項

 記載すること	・「具体的な介護の手間」「頻度」 ・介護の手間の多少が伝わることが重要。 ・選択肢の選択基準に含まれないことであっても、介護の手間に関する内容であれば、記載できる。
	・対象者の状態像 …「大変そう」「時間がかかる」は変更理由にならない。 ★審査会では、特記事項又は主治医意見書に<u>具体的な介護の手間を読み取ることができない</u>場合は一次判定を変更できない。

- ★ 主語は「介護者」
- ★ 個人差が大きい項目は、2次判定の議論のポイント。
- ★ 同じ選択肢であっても、介助量には大きな幅がある。
- ★ 頻度は文末に記載する 例：(1回/週)

文章の構成

	2W2H	記載事項
「誰が」	Who	介護者
「なぜ」	Why*	介助が必要な理由
「どのような介助を行っているか。」	How	具体的な介護の手間
「(頻度)」	How many times	具体的な頻度(文末)

*介護が必要な理由について、1群等から状況が読み取れる場合省略可

頻度は
文末
(○回/△)

	頻度記載の例
例①	オムツ・パッドを使用しており、職員が定時で交換・後始末をしている(日中3回、夜間3回)
例②	紙パンツと尿取りパッドを使用しており、尿意はある。自宅では、自身でトイレに行く(昼2~3回、夜2回)
例③	看護師が車椅子を押す介助を行っている。移動機会は、リハビリ(2回/日×週6日)、食事(3回/日)、風呂(2回/週)。
例④	入浴時のみ、職員がリクライニング式車椅子を押して移動している(1回/週)。
例⑤	尿意はありコールを押す。日中(4-5回)はトイレ、夜間(2-10回)はポータブルで排泄。

第2群

2-1 移乗（介助の方法）

確認事項

「ベッドから車いすへ」等、でん部を移動させ、いす等へ乗り移ること。

調査の仕方

- ① 移乗が発生する場面を特定する。
- ② 場面毎の具体的な介助の方法を聞き取る。

<軽度者の場合>

・「移乗」が発生しない場合が多い⇒「移乗」が発生した場合を想定し適切な介助の方法を選択し、そのように判断できる具体的な事実を記載する。

第2群

2-2 移動（介助の方法）

★個人差が大きい項目

確認事項

「日常生活」に関する総合的な調査項目

調査の仕方

- ① 始めに必要な場所への自宅内での移動の機会を特定する。
（＝頻度、活動性を把握する）

- ② 場面毎の具体的な介助の方法を聞き取る。

★朝起きてから、夜寝るまでの1日の流れを聞きながら、移動が発生する場面を特定し、場面毎の介助の方法を聞き取る。

<軽度者の場合>

- ・どのように自分で移動しているか、転倒の有無（ある場合は頻度）などを確認する。
- ・外出時の状況…軽度者の介護の手間の審査判定において議論されることが多い。

特記事項（例）

不十分な記載	不安定なため常に職員が側について見守っており、職員が後ろから体を支える介助を行う時もあると聞き取り「一部介助」とした。
審査会に伝わる記載	施設内のトイレ（4-5回/日）・洗面所（1回/日）・食堂（3回/日）・浴室（3回/週）・自室等はサークル型の歩行器につかまり移動するが、不安定なため常に職員が側について見守っている。また、左後方へ体が傾いて危険な時は、職員が後ろから体を支える介助を行っている。3回に2回は体を支える介助をしていると聞き取り「一部介助」とした。屋外は車椅子で全介助で移動する。

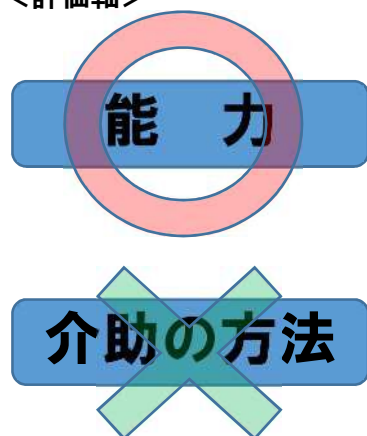
平成27年認定調査員能力向上研修資料より

第2群

2-3 えん下（能力）

確認事項

<評価軸>



- 「できる」「できない」のいずれにも含まれない場合は「見守り等」を選択。（必ずしも、見守りが行われている必要はない。）

★個人差が大きい項目

第2群

2-4 食事摂取（介助の方法）

調査の仕方

【介助が行われている場合】

- ・朝・昼・晩など食事の場面毎の具体的な介助の方法を聞き取る。

【介助が行われていない場合】

- ・食べこぼしはないか、後片付けはどうしているか、調理（台所や厨房できざみ食やミキサー食の準備など）は行われているかなど、定義（配膳後の食器から口に入れるまでの行為）とは別に行われている介護の手間を聞き取る。

特記事項

- ・食事にかかる時間の記載があると、介護の手間の量がわかりやすい。
- ・朝・昼・晩で、介助が異なることがある。
- ・「一部介助」の選択には時間の長短は問わない。

同じ選択でもこんなに違う

	「一部介助」の例
例①	最初の数口は自己摂取だが、すぐに食べなくなるため、残りはすべて介助を行っている。
例②	ほとんど自己摂取するが、器の隅に残ったものについては、介護者がスプーンですくって食べさせている。

確認事項

<経管栄養の場合>

- ・注入する薬剤によりかかる時間が異なること、吸痰の手間が発生している場合がある。⇒ **固有の手間** 特記事項に記載する。

★個人差が大きい項目

第2群

2-5・6 排尿・排便（介助の方法）

確認事項

- 聞き取りに際し、尊厳に配慮が必要な項目であることに注意
- 排尿（排便）は、一日の中で「**何度も発生する介助**」であり、実際の介護において「**個人差**」がある。
- ポイントは4つ
排泄に係る介護の手間
＝【①排泄方法（介助の方法）×②頻度＋③失敗の有無と介護】
※④昼夜の違い（方法及び頻度）
要介護者においては「活動時間帯（日中・夕方）」と就寝時（夜間・深夜）」で、排泄の状況が異なることが多いため④も記載。

- 適切な介助の方法を検討する

＜失敗の原因により、「適切な介助の方法」を検討する項目が異なる＞

失敗の原因	検討項目
トイレまでの移動に時間がかかり間に合わないなど	(2-2) 移動
ズボンの上げ下げや、トイレへの誘導が必要と判断	(2-5) 排尿

特記事項

「介助されていない」の例

同じ選択
でもこ
んなに違
う

例①	一連の行為は問題なくできる。失敗もない。
例②	通常は一連の行為を自分でできるが、週1日程度は体調が悪く、夜間2回程度ズボンの上げ下げに介助を要する。

（厚生労働省適正化事業e-ラーニング教材より）

第2群

2-7～9 口腔清潔・洗顔・整髪（介助の方法）

確認事項

- 洗面所への誘導、移動は含まない。（→ 【2-2（移動）】で評価。）
- 洗面所周辺の掃除等は含まない。

3 第3群 「認知機能」

★ 意思の伝達等の意思疎通や、短期記憶、また場所の理解、徘徊等の認知機能に関して調査を行う項目群。

	評価軸		
	①能力	②介助の方法	③有無
(3-1) 意思の伝達	○		
(3-2) 毎日の日課を理解	○		
(3-3) 生年月日をいう	○		
(3-4) 短期記憶	○		
(3-5) 自分の名前をいう	○		
(3-6) 今の季節を理解	○		
(3-7) 場所の理解	○		
(3-8) 徘徊			○
(3-9) 外出して戻れない			○

共通

能力で評価する項目

確認事項

- 試行による本人の能力の評価。
- 調査時の状況と日頃の状況が異なる場合があるため、日頃の状況も確認。
- 認知症等がある場合「できる」を選択した場合でも、選択の根拠の記載があるか。(特に、「要支援2」と「要介護1」の振り分けの際に必要となる。)
- 調査当日の状況と、日頃の状況が異なる場合、一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回な状況に基づいて選択。

調査の仕方

- ・ 調査対象者が失礼に思われる項目もある。
⇒あらかじめ、「失礼に思われるような質問がありますが、調査項目は全国一律で、すべての項目を確認することとなっています。」等説明すると良い。
- ・ 名前、生年月日等は「本人確認」のために何うと良い。

第3群

3－4 短期記憶（能力）

確認事項

面接調査日の調査直前にしていたことについて、把握しているか。

★ 3品提示は必須ではない。

→面接調査の直前に行っていたことについて確認が難しい場合に実施

○ どの程度の能力があるのか確認

直前に行っていた細かなこと（食事内容や見ていたテレビ番組の内容等）まで問う項目ではないが、聞き取ると認知機能の把握に役立つ。

□ 確認が難しい場合は、「3品提示」を実施。

→①「ペン」「時計」「視力確認表（平易な言い方とする）」を見せ、

②何があるかを復唱させ、覚えておくように指示。

③5分以上後に2つを示し、提示されていないものについて尋ねる。

*「3品提示」を行う際は、提示する3品を変えないこと。

「認定調査員テキスト 2009（改訂版）」

P105（3）調査上の留意点及び特記事項の記載例を参照

○ 他の項目とは関連付けない

×（4-12）ひどい物忘れがあるから「できない」

4 第4群 「精神・行動障害」

★ 被害的、昼夜逆転等の精神症状等や、介護に抵抗、物を壊したり、衣類を破いたりする等の行動に関して調査を行う項目群。

調査項目	評価軸		
	①能力	②介助の方法	③有無
(4-1) 被害的			○
(4-2) 作話			○
(4-3) 感情が不安定			○
(4-4) 昼夜逆転			○
(4-5) 同じ話をする			○
(4-6) 大声を出す			○
(4-7) 介護に抵抗			○
(4-8) 落ち着きなし			○
(4-9) 一人で出たがる			○
(4-10) 収集癖			○
(4-11) 物や衣類を壊す			○
(4-12) ひどい物忘れ			○
(4-13) 独り言・独り笑い			○
(4-14) 自分勝手に行動する			○
(4-15) 話がまとまらない			○

★個人差が大きい項目

共通

BPSD 関連有無で評価する項目

確認事項

- 社会生活上、場面や目的からみて不適当な行動の頻度で選択する。（「場面」・「行動」が記載されていると審査会で判断できる。）
- 一定期間（調査日より過去1か月）の状況からその行動が現われたかどうか（選択基準）に基づいて選択されているか。
 - ・「ときどきある」：少なくとも1か月に1回以上、1週間に1回未満の頻度で現われる場合。
 - ・「ある」：少なくとも1週間に1回以上の頻度で現われる場合。
- 実際の対応や介護の手間とは関係なく選択されるため、対象者への対応、介護の手間の状況については、介護認定審査会の二次判定の判断を仰ぐことが重要。
 - ⇒ 発生している具体的な「介護の手間」・「頻度」の記載が重要。（＝介護者の対応及びその時間、回数等）
 - また、逆に手間がかかっていないという記載も重要。
- 項目にはない事柄（異食、不潔行為、暴言、暴行など）でも、発生している「介護の手間」・「頻度」の記載が重要。
- 一つの行動で、複数の項目を選択することがある。複数選択をした場合、特記事項はまとめて書く。

聞き取り
ポイント

(1) 行動が発生しているかどうかを聞き取る。マーク選択のため

- ・「この1か月」（退院されてから）、「行動」はありましたか。
- ・どのような「場面」で、どのような「行動」が発生していますか。

★過去1か月（この間に環境が大きく変化した場合は、その変化後から調査日まで）の状況から、現在の環境で、どのような場面で、どのような行動が発生しているか。

(2) 具体的な頻度を聞き取る。マーク選択のため

★その行動が現れた頻度。

- ・**頻度**の特定（聞き方のコツ）
- ・「その行動は、週1回くらいありますか。」「毎日ありますか。」（具体的な頻度を多めに提示すると、回答を得られやすい。）
- ・「何回ありましたか？」と問いかけても、返答が得られない場合が多い。

(3) 具体的な対応の状況を聞き取る。特記事項に記載

- ・誰（介護者）がどのような対応を取っているのか（具体的に）。
- ・頻度を聞き取る。

※ 定義に当てはまらないことでも、「介護の手間」が発生している場合は、具体的な「介護の手間」・「頻度」を聞き取る。

特記事項

★「選択基準」と「特記事項」の視点は異なる

区分	視点	留意点
選択基準	「行動」の「頻度」	実際の対応や介護の手間とは関係なく選択
特記事項	「介護の手間」	具体的な介護の手間と頻度

文章の構成

①マークの 選択根拠	どのような「場面」で
	どのような「行動」が起きているか
	(「頻度」)
②介護の手間	誰（介護者）が
	どのような対応（具体的な介護の手間）をしているか。
	(「頻度」)

■ B P S D 関連項目は、定義に当てはまるかどうかの判断が難しい。
⇒「場面」と「行動」「(頻度)」の記載により、審査会の判断を仰ぐことができる。

■ 状況の説明だけでは、介護の手間が伝わらない。周囲の人が、どのような対応をとっているか（具体的な介護の手間）、又は対応をとっていないかを記載すること。

特記事項

①場面 ②行動 ③頻度 ④対応 ⑤対応の頻度

例 (4-5)	<u>①娘訪問時に、②数分前に話したことを何度も繰り返すことが、ここ数ヶ月ある③(1～2回/月)。</u> ④聞き流している。
例 (4-12)	食事したことを忘れてしまい、② <u>食事の5分後に再度催促する。</u> ④ <u>介護者がすでに食べたことを説明するが納得しないため、軽食を用意している。</u> ⑤ <u>(ほぼ毎日)</u>

認定調査員能力向上研修会資料（一部改編）

5 第5群 「社会生活への適応」

★ 社会生活を行う能力や、社会生活への適応に関して調査を行う項目群。

	評価軸		
	①能力	②介助の方法	③有無
(5-1) 薬の内服		○	
(5-2) 金銭の管理		○	
(5-3) 日常の意思決定	○		
(5-4) 集団への不適応			○
(5-5) 買い物		○	
(5-6) 簡単な調理		○	

共通

介助の方法で評価する項目

(5-1)薬の内服、(5-2)金銭の管理、(5-5)買い物、(5-6)簡単な調理

確認事項

- 「介助されていない状況」や「実際に行われている介助」が対象者にとって不適切と認定調査員が判断する場合、その判断根拠を明らかにする。
- (※ 単に「できるーできない」といった個々の能力のみで評価せず、生活環境や本人の置かれている状態なども含めて、総合的に判断する。)
- 軽度者の場合、定義に基づく選択は重要だが、定義にないことでも介護の手間がかかっていることは特記事項に記載。
- 間接生活介助（洗濯、掃除等の家事援助等）は、介護の手間にかかる審査判定において、議論になることがある。（特に軽度者＝第2群の直接生活介助（入浴、排泄、食事等の介護）を必要としない人）
- ・ 介助が行われている理由が「能力」によるのか「技術的な経験がないため」なのか、「習慣」なのか？
- ・ 「できないこと」だけでなく、「できること」も聞き取り、特記事項に記載する。

第5群

5-3 日常の意思決定（能力）

確認事項

選 択 肢	特別な場合	日常的な状況
1. できる（特別な場合でもできる）	○	○
2. 特別な場合を除いてできる	×	○
3. 日常的に困難	×	△
4. できない	×	×

意思決定が… ○＝できる、△＝できることがある、×＝できない

<調査項目に関連した意思決定の例>

- ・食事摂取、簡単な調理…その日の献立
- ・上着・ズボン等の着脱…衣服の選択
- ・金銭管理、買い物…日用品や食品の選択
- ・日課の理解…起床・就寝等の時間、見たいテレビ番組の選択

第5群

5-5 買い物（介助の方法）

調査の仕方

★要介護認定等の方法の見直しに係るQ & A 問19参照

外出等と関連づけて実際の買い物の様子や、日用品・食材等の準備の状況を明らかに。

第5群

5-6 簡単な調理（介助の方法）

調査の仕方

★要介護認定等の方法の見直しに係るQ & A 問20参照

簡単な調理に限定せず、食事の準備などをどのように行っているのか。

6 その他 「過去14日間にうけた特別な医療について」

その他

過去14日間に受けた特別な医療について（有無）

確認事項

- 選択の三原則
- ◆ 医師又は医師の指示に基づき看護師等によって継続して実施されている医療行為に限定。
 - ※家族、介護職種の行う類似の行為は含まない。
 - ただし、【7. 気管切開の処置】における開口部からの喀痰吸引（気管カニューレ内部の喀痰吸引に限る）及び【9. 経管栄養】については、必要な研修を修了した介護職種が医師の指示のもとに行う行為も含む。
- ◆ 14日以内に実施されたものであること。
- ◆ 急性疾患への対応でないこと（継続的に行われているもの）
- 「実施頻度／継続性」「実施者」「当該医療行為が必要な理由」を記載する。
 - ※ 継続性等の判断ができない場合は、開始時期や終了予定等を含め可能な限り客観的な情報を聞き取りで把握。（医学的判断は行わない。）
- 調査項目を選択すると、要介護認定基準時間が加算される仕組み。定義に合わない選択を行う（行わない）と、必要以上に要介護認定時間が延長（短縮）されることがある。

調査の仕方

- ・「いつ」「誰が」「なぜ」「どのような」処置を行っているか
- ・継続性はあるか（開始時期、終了予定）

特記事項

- ・「実施頻度／継続性」「実施者」
- ・「当該医療行為が必要な理由」

7 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

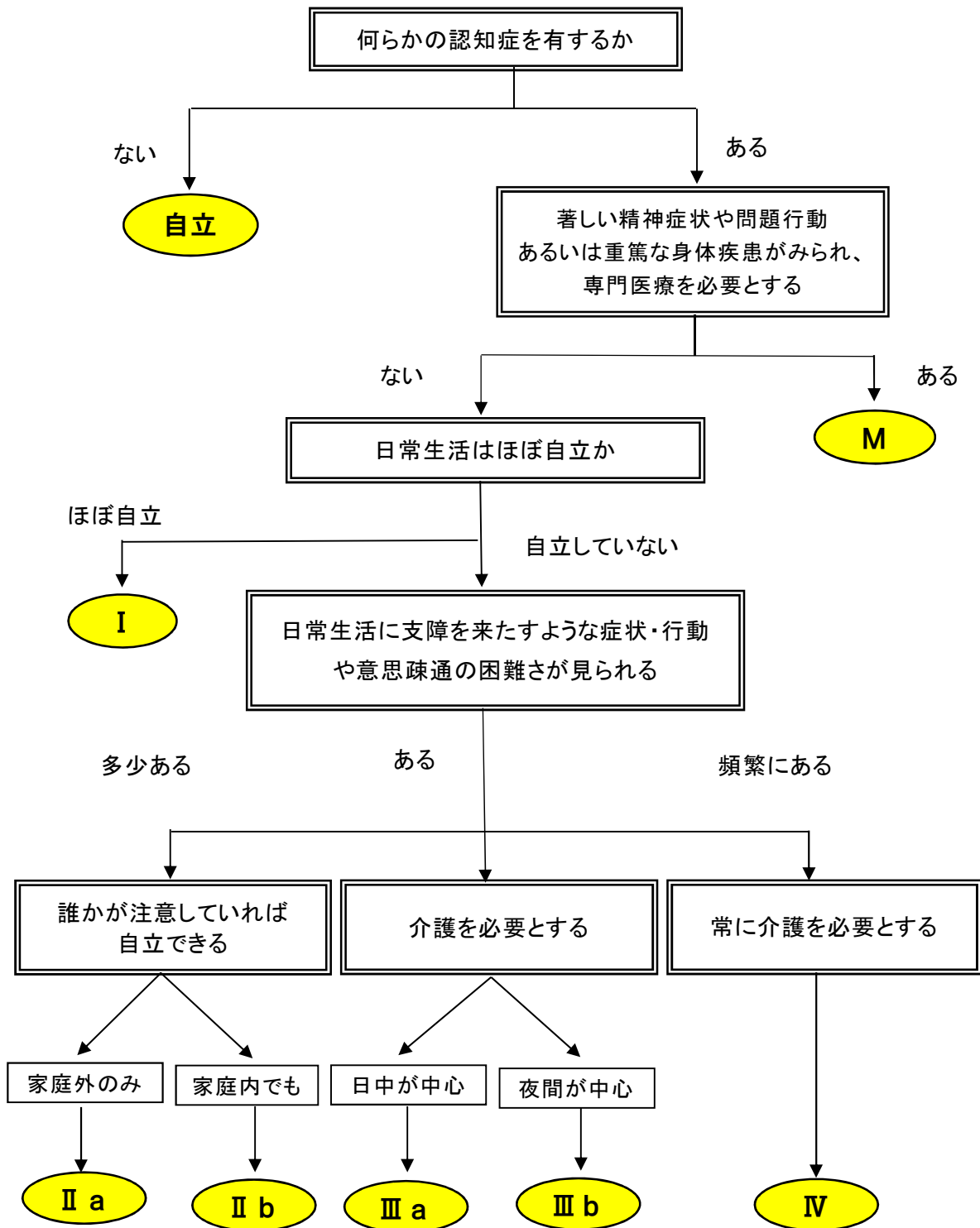
判定基準			留意事項
生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する	”障害等”とは、疾病や傷害及びそれらの後遺症あるいは老衰により生じた身体機能の低下をいう。
		J 1 交通機関等を利用して外出する	バス、電車等の公共交通機関を利用して積極的にまた、かなり遠くまで外出する場合。
		J 2 隣近所へなら外出する	隣近所への買い物や老人会等への参加等、町内の距離程度の範囲までなら外出する場合。
準寝たきり	ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない	室内での日常生活活動のうち食事、排泄、着替に関しては概ね自分で行い、留守番等をするが、近所に出るときは介護者の援助を必要とする場合。 ”ベッドから離れている”とは、”離床”のことであり、ふとん使用の場合も含まれる。
		A 1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する	寝たり起きたりはしているものの食事、排泄、着替時はもとより、その他の日中時間帯もベッドから離れている時間が長く、介護者がいればその介助のもと、比較的多く外出する場合。
		A 2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている	日中時間帯、寝たり起きたりの状態にはあるもののベッドから離れている時間の方が長い、介護者がいてもまれにしか外出しない場合。
寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドの上での生活が主体であるが、座位を保つ	B-1とB-2とは座位を保つことを自力で行うか介助を必要とするかどうかで区分する。 日常生活活動のうち、食事、排泄、着替のいずれかにおいては、部分的に介護者の援助を必要とし、1日の大半をベッドの上で過ごす場合。 排泄に関しては、夜間のみ”おむつ”をつける場合には、介助を要するものとはみなさない。 ”車いす”は一般のいすや、ポータブルトイレ等で読み替えても差し支えない。
		B 1 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う	介助なしに車いすに移乗し、食事も排泄もベッドから離れて行う場合。
		B 2 介助により車いすに移乗する	介助のもと、車いすに移乗し、食事または排泄に関しても、介護者の援助を必要とする。
	ランク C	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する	日常生活活動の食事、排泄、着替のいずれにおいても介護者の援助を全面的に必要とし、1日中ベッドの上で過ごす。
		C 1 自力で寝返りをうつ	ベッドの上で常時臥床しているが、自力で寝返りをうち体位を変える場合。
		C 2 自力では寝返りもうてない	自力で寝返りをうつこともなく、ベッド上で常時臥床している場合。

※ 判定に当たっては、補装具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない。

- ☐ 一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択。
- ☐ 「能力」ではなく「状態」、特に『移動』に関わる状態像に着目。

8 認知症高齢者の日常生活自立度

<認知症高齢者日常生活自立度 判定フローチャート>



☐ 訪問調査時の様子から選択。

9 不適切と判断した場合の記載例

ポイント

- 「介助されていない」状態や「実際に行われている介助」が、対象者にとって「不適切」とであると認定調査員が判断する場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な「介助の方法」を選択し、介護認定審査会の判断を仰ぐことができる。

<認定調査員が、「実際に行われている介助が不適切」と考える場合>

- ・ 独居や日中独居等による介護者不在のために適切な介助が提供されていない場合
- ・ 介護放棄、介護抵抗のために適切な介助が提供されていない場合
- ・ 介護者の心身の状態から介護が提供できない場合
- ・ 介護者による介助が、むしろ本人の自立を阻害しているような場合など

介助の適切性は総合的に判断する

- ・ 独居、老々介護のみを理由に判断するものではない。
- ・ 単に「できる-できない」といった個々の行為の能力のみで評価せず、生活環境や本人の置かれている状態なども含めて、総合的に判断する。
- ・ 生活の中で行われる介助は、本人の生活習慣などにも影響を受ける。

【参考】（前略）これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う（後略）（介護保険法第1条）

特記事項

「不適切」とであると判断する具体的な理由や事実の記載

文章の構成

	記載する事	留意点
①	実際に行われている介助	事実（具体的な状況）
②	不適切と判断する理由	具体的な理由
③	適切な介助の方法	具体的な介助の方法

【2-2（移動）】 介助の方法

不十分な特記	転倒しやすいので、見守りが必要。
留意点	「見守り等」を選択する場合は 常時の付き添いが必要な理由を記載する。
審査会に 伝わる特記	自宅内は、近くにある物や壁につかまりながら一人で移動するが、左足が上がりず摺り足気味。トイレ（8回/日）、食卓（3回/日）。 <u>カーペットの縁などにひっかかり、転倒する事が日に1～2回程度ある。昨日も転倒し、頭・腰部を打撲した。週2回の通所でも、手すりを伝いながら移動しているが、つまずきが多く歩行不安定のため、職員が常時付き添い見守りを行っている。独居のため介助されていないが、常時の付き添いが必要と判断した。</u> 外出時は、家族に支えてもらいながら玄関から車まで移動する。買い物の際は店舗内をカートを押してゆっくり移動する。

（平成27年度認定調査員能力向上研修資料、一部加筆修正）

【2-5（排尿）、2-6（排便）】 介助の方法

失敗の理由により、必要とされる介助の方法が異なる。

必要とされる介助	介助を検討する項目
トイレへの【物理的な移動に関する】誘導	移動の「見守り」 介助を伴うものは「一部介助」・「全介助」
トイレの【タイミング等に関する声かけなど】誘導	排尿・排便の「見守り」
排泄時のズボンの上げ下げ	排尿・排便
失禁時の着替え	ズボン等の着脱

<例>

不十分な特記	トイレに行っている。失敗があるため見守りが必要と判断
審査会に 伝わる特記	昼夜とも一人でトイレに移動し排尿、排便をしている（昼5～6回、夜1～2回）。トイレは特に汚れておらず、行為は自立していると思われる。娘によると、排尿、排便ともにトイレ利用で娘訪問時も介助していないとのこと。しかし、 <u>訪問時、はいていたズボンも濡れており、部屋からも尿臭がしたこと</u> から、 <u>トイレに間に合わないケースがあると考えられる。</u> 早めの声かけのために排尿については「見守り等」を選択する。（介護認定審査会DVD資料、頻度加筆）

※トイレまでの移動に介助が必要な場合は、「移動」で評価する。

10 調査項目の選択に迷ったときの記載例

ポイント

○ 再確認

調査対象者や介護者に再度確認する。

○ 「迷った理由」を特記事項に記載する。

申請者の状態は様々であるため、各調査項目の定義にうまく当てはまらない場合がある。

定義にうまく当てはまらないこと

⇒統計的に把握することが困難なこと＝特記事項に記載すべきこと

・選択に迷ったら、迷わず特記事項へ

①迷った理由②選択した理由を記載する。

一次判定の修正・確定は、介護認定審査会の役割

特記事項

【1-1（麻痺等の有無）】 有無（能力と同じ）

迷った理由が
わかる記載

マークしない場合	確認動作では、両下肢とも水平近くまで挙上できたが、 ①小刻みに震えていた。静止した状態で保持できると言えるか迷ったが、②10秒以上挙上できたので、マークはしなかった。
マークする場合	確認動作では、両下肢とも水平近くまで挙上できたが、 ①小刻みに震えていた。10秒以上挙上できたので、保持できると言えるか迷ったが、②静止した状態ではないため、マークした。

審査会が知りたいのは、状態像
ではなく「介護の手間」

認定調査のポイント(対象者の介護度別)

区分 イメージ	審査会委員が特に知りたい事項 (審査判定に必要な情報)	認定調査のポイント (特記事項に記載すること)
軽度 (非該当～要介護1)	① 間接<u>介助の手間</u> ② 移動の<u>手間</u> ★ 対象者はどのような生活をしているか。 生活のどの部分で他者の手助けを必要としているか。	① 5群の特記事項の充実 定義に当てはまらないことでも、他者の援助が必要なことは特記事項に記載する。 (食事の準備、買い物等) ②-1 外出時の状況(介護の手間等) 室内は介助なく移動できる人がほとんどだが、外出時には何らかの介護の手間が発生している事が多い。 ②-2 歩行の安定性・転倒し易さ 機能訓練の手間の検討に、必要な情報
中度 (要介護2～3)	① 排泄の<u>手間</u> ② B P S D関連行為への<u>対応の手間</u> (状態像の説明だけでは、審査判定出来ない)	① 議論が出来る特記事項 《特記事項に記載すること》 排泄方法(介助の方法)、頻度、昼夜の違い(方法及び頻度)、失敗の有無とその原因 ② 介護の手間と頻度 《マーク選択》 定義に当てはまる行動の頻度でマーク選択。 《特記事項》 介護の手間・頻度 手間がかかっていないという特記も重要。 ※ 項目に当てはまらないことでも、手間があれば記載する。
重度 (要介護4～5)	① 医療関連行為の<u>手間</u> ② B P S D関連行為への<u>対応の手間</u>	① 例)(2-4) 食事摂取 経管栄養にかかる時間、吸痰の手間等を具体的に記載する。 ② 介護の手間・頻度

平成25年度老人保健健康増進等事業※を基に名古屋市作成

※『要介護認定業務の実施方法に関する調査研究事業報告書』(審査会委員n=5,793)

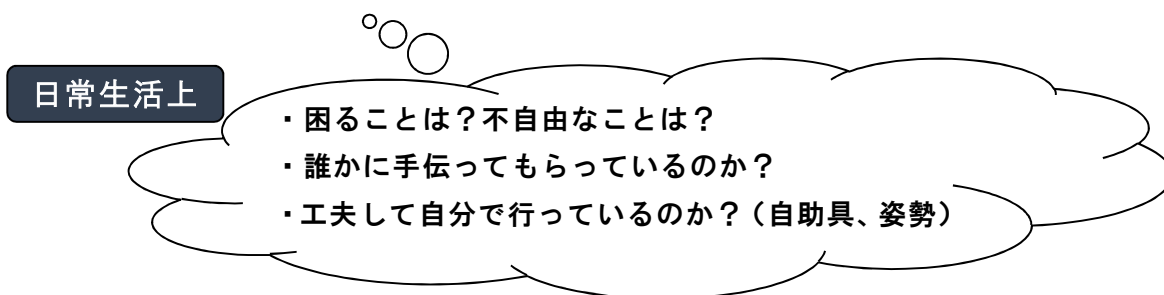
認定調査ワンポイントアドバイス

～ワンランク上の調査をめざして～

全ての認定調査項目について確認し、特記事項に「選択根拠」・「介護の手間」・「頻度」の記載をすることは認定調査の基本である。

その上で、次に求められるのは、調査項目間の関連を踏まえ、対象者に必要とされる「介護の手間」を引き出す調査である。

ここでは、第1群（基本的な生活動作の評価）から読み取れる対象者の状況から、日常生活の不自由さを思い浮かべる（考える）視点を例示してみることとする。



<関連調査項目の一例>

第1群（例）	“不自由さ”の視点（例）	
【1-1（麻痺等）】 右上肢「あり」	【1-10（洗身）】	・届かないところはないか？ ・背中はどうやって洗っている？
	【2-4（食事）】	・箸は使えるか？食器は支えられるか？こぼすことはないか？配膳は？
	【2-10】 （上衣の着脱）	・袖通しはどのように行っているか？ ・ボタンのはめ外しはできるか？
	【2-11】 （ズボン等の着脱）	・引き上げはできるか？
	【5-5（買い物）】	・陳列棚から商品がとれるか？ ・荷物はどうやって運ぶのか？
【1-2（拘縮）】 股関節「あり」	【2-5（排尿）】 【2-6（排便）】	・おむつの場合、交換の手間はどうか？
【1-3（寝返り）】 「できない」	【2-1（移乗）】	・褥瘡予防のための体位交換は？
【1-5（座位保持）】 「できる」以外	【1-10（洗身）】 【2-4（食事）】 【2-5（排尿）】 【2-6（排便）】	・どうやっているか？

第1群（例）	“不自由さ”の視点（例）	
【1－6（立位保持）】 ・片手でつかまる → 自由に使えるのはもう片方のみ。 ・両手でつかまる → 自由に使える手はない。	【2－5（排尿）】 【2－6（排便）】	・ズボンの上げ下げはどうやっているか？ ・リハビリパンツやパッドの交換は？
	【2－8（洗顔）】 【5－5（買い物）】 【5－6（簡単な調理）】	・どうやっているか？
【1－7（歩行）】 「つかまれば可」	【2－2（移動）】	・つかまるところはあるか？ （移動の機会毎に確認。） ・外出時はどうしているか？ （【2－12（外出頻度）】の状況は？） ・排尿は間に合うか？ （失敗の原因が移動にあるか？）
【1群】 運動能力低下 〔 中間評価項目得点 「低い」 〕	・一人で公共交通機関を利用できるか？ ・介助が必要な事項が具体的に記載されているか？ ・正しく「能力」を評価できているか？ ・日頃の状況を日頃の生活の状況と間違えていないか？	

ワンランク上の調査

「おかしいな？」「なぜだろう？」など調査項目間に矛盾や疑問を感じた場合は、対象者に尋ねてみる。

- ・対象者の状態が、よりはっきりと見えてくる。
- ・介護者が無意識に行っている「介護の手間」が見えてくることがある。
< 当たり前のことだと思い「介護の手間」とはとらえていない場合がある。 >
- ・選択の誤りに気付くことがある。
< 実際に行ってもらった項目では、「日頃の状況」と異なる場合もある。 >
< 「虚偽」の申し出があった場合、見抜くことにつながる。 >

介護認定審査会へ審査判定に必要な情報提供が可能。

※ 不自由さがあるからといって、必ずしも「介護の手間」が発生しているとは限らない。
また「適切な介助の方法」は、対象者のおかれている状態や、生活環境等にも留意のうえ、総合的に判断しなければならないことに、十分配慮する。

認定調査補助票とは

- 「要介護認定認定調査員テキスト2009改訂版」(以下、「テキスト」という)の内容をコンパクトにまとめました。
- 調査時に持参し、活用してください。
すべての調査項目を、漏れなく正確に調査していただくためのツールです。
- 認定調査補助票の構成
 - ・ 基本調査項目は1群から順に並べました。
 - ・ 網掛け部分は、複数の調査項目に共通する調査の視点及び留意事項です。
 - ・ 各調査項目の【状況】欄には、対象者の状況をメモしていただけます。
 - ・ 概況調査は、基本調査項目の後にあります。
 - ・ 概況調査と同じページに、【一日の流れ】欄を作りました。
「移動」が発生する場面の特定や、介護が発生する頻度の特定に役立ててください。
 - ・ テキストの66ページにある「視力確認表」を掲載しました。



スキルアップちゃん

認定調査のポイントが
バッチリ押さえられるよ。
使ってみてね！

◆認定調査補助票は次ページから

◆NAGOYAかいごネット (<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kai-go/company/chousa/text/hojyohyo.html>) からダウンロードもできます。

認定調査補助票 (Ver.5)

調査対象者氏名:

被保険者番号:

調査日: 令和 年 月 日 ()

基本調査

[第1群: 身体機能・起居動作]

項目	評価軸	選 択 肢 (調査の視点、留意事項)	確認	
第1群 共通		可能な限り、実際に動作等を行ってもらう。 実際に行ってもらった状況と日頃の状況とが異なる場合(または、実際に行ってもらえなかった場合)は、一定期間(調査日より概ね過去1週間)の状況において、より頻回な状況に基づき選択する。		
		福祉用具(補装具や介護用品等)や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。		
(1-1~2) 共通		《確認動作を行ってもらった場合》		
		・本人または家族の同意の上、ゆっくり動かして確認動作の実施をする。		
		・対象者が痛みを訴える場合は動作の確認を中止し、そこまでの状況で選択する。		
		《確認動作を行ってもらえない場合》		
		・危険と判断される場合は確認は行わない。		
		・理由や状況を具体的に聞き取り、日頃の状況で選択する。		
		・「欠損」がある場合は、動作が行えない部位の選択肢と「その他」を選択する。		
(1-1) 麻痺等	有無 (能力と 同じ)	1. ない 2. 左上肢 3. 右上肢 4. 左下肢 5. 右下肢 6. その他(四肢の欠損)		
			【確認動作】	
		上肢: 肘関節を伸ばしたまま、腕を自分で持ち上げ、静止した状態で 保持 。 座位の場合、前方及び横(仰臥位では、前方頭上)		
		下肢: 膝を伸ばす動作により、下肢を水平位置まで持ち上げ、静止した状態で 保持 。 大腿部が椅子や枕(仰臥位の場合)から離れないこと。		
		その他: 上肢、下肢以外に麻痺等がある場合、具体的な 部位と状況 について確認する。		
		【状況】思うように動かせないところ、しびれているところはあるか。		
(1-2) 拘縮	有無 (能力と 同じ)	1. ない 2. 肩関節 3. 股関節 4. 膝関節 5. その他(四肢の欠損)		
			【確認動作】	
		肩: 前方 あるいは 横 の いずれか に可動域制限があれば選択する。		
		股: 屈曲(90度) または外転(膝の内側を 25cm 離す)の いずれか に可動域制限があれば選択する。		
		膝: 伸展 もしくは 屈曲 方向の いずれか に可動域制限があれば選択する。		
		その他: 肩関節、股関節、膝関節以外に拘縮や可動域制限がある場合、具体的な 部位と状況 について確認する。		
		90度程度曲がれば「制限なし」となるため、必要以上に動かさないようにする。		
		【状況】関節で、痛みや腫れがあり、動かしにくいところはあるか。		

項目	評価軸	選 択 肢（調査の視点、留意事項）	確認
(1-3~9) 共通		《調査手順》「つかまらないでもできますか？」 安全を確認した上で、手の届くところにつかまるものや支えがない状態で、できるかどうか、何かにつかまったり支えがあればできるかどうか、つかまってもできないかの確認をする。	
		「日頃の状況(能力があるかどうか)と、日頃の生活の様子とは違う。」場合もあることから、日頃の生活の様子のみで判断するのではなく、各調査項目についてできるかどうかの能力を確認する必要がある。 (例)日頃ソファーにもたれていることが多い(日頃の生活の様子)場合でも、食事の時間は背もたれがなくても座位保持ができる(日頃の状況)場合がある。	
(1-3) 寝返り	能力	1. つかまらないでできる 2. 何かにつかまればできる 3. できない	
		【動作確認】	
		ふとん等をかけない状態で、横たわったまま、左右のどちらかに身体の向きを変え、そのまま安定した状態になること。	
		片側だけで可。横向きに寝た状態から、うつ伏せでも可。 【状況】何(しっかりとしたもの)につかまるのか。その時の様子や、かかる時間なども。	
(1-4) 起き上がり	能力	1. つかまらないでできる 2. 何かにつかまればできる 3. できない	
		【動作確認】	
		ふとん等をかけないで寝た状態から、上半身を起こすこと。 起き上がりの経路は限定しない。(※ギャッチアップ機能を使わない状態で選択する。)	
		【状況】何につかまるか。その時の様子や、かかる時間なども。	
(1-5) 座位保持	能力	1. できる 2. 自分の手で支えればできる 3. 支えてもらえばできる 4. できない	
		【動作確認】	
		背もたれの無い状態で 10分 程度、座り方は問わない。角度は決まっていない。 【状況】食事の時や、病院の診察場面での様子を聞く。何分くらいならできるか。	
(1-6) 両足での 立位保持	能力	1. 支えなしでできる 2. 何か支えがあればできる 3. できない	
		【動作確認】	
		10秒 程度。 【状況】一緒に10数えるのも良い。何につかまるか。その時の様子や、かかる時間なども。	
(1-7) 歩行	能力	1. つかまらないでできる 2. 何かにつかまればできる 3. できない	
		【動作確認】	
		継続して5m 程度。 【状況】何につかまるか。その時の様子や、かかる時間なども。何mくらいなら歩けるか。	
(1-8) 立ち上がり	能力	1. つかまらないでできる 2. 何かにつかまればできる 3. できない	
		【動作確認】	
		膝がほぼ直角 に屈曲している状態からの立ち上がり。 【状況】洋式トイレからの立ち上がりの様子。何につかまるか。その時の様子や、かかる時間なども。	
(1-9) 片足での立位	能力	1. 支えなしでできる 2. 何か支えがあればできる 3. できない	
		【動作確認】	
		左右いずれか、 1秒 程度。 【状況】玄関の上がり框での様子や、ズボン等を着脱するときの様子。(2-11)との関連。	

項目	評価軸	選 択 肢（調査の視点、留意事項）	確認
(1-10~11) 共通		具体的な介護の手間とその頻度を聞き取る。	
		「介助されていない」状態や「実際に行われている介助」が、対象者にとって「不適切」であると認定調査員が判断する場合は、その判断根拠となる事項を聞き取る必要がある。	
(1-10) 洗身	介助の方法	1. 介助されていない 2. 一部介助 3. 全介助 4. 行っていない	
		全身を洗うこと。定義には入浴行為、洗髪は含まない。	
		【状況】麻痺等、拘縮との関連。自分では洗えないところがあるか。	
(1-11) 爪切り	介助の方法	1. 介助されていない 2. 一部介助 3. 全介助	
		爪切りの準備から、切った爪を捨てるまでの一連の行為のことをいう。	
		調査日より概ね 過去1か月 の状況において、より頻回な状況に基づき選択する。	
		左右どちらか片方の手の爪のみ切れる、手の爪はできるが足の爪はできない等の場合。→「一部介助」を選択。	
		【状況】目が見えにくい、手指のしびれ等がある、かがめないなど、介助が必要な理由。	
(1-12) 視力	能力	1. 普通（日常生活に支障がない） 2. 約1m離れた視力確認表の図が見える 3. 目の前に置いた視力確認表の図が見える 4. ほとんど見えない 5. 見えているのか判断不能	
		【視力確認票で確認】	
		見えるかどうか。実際に視力確認票の図を見せて評価する。	
		視力確認表は本人の 正面 に置く。視野狭窄・視野欠損を含む。	
		メガネ、コンタクトレンズ等を使用している場合は、使用している状況で選択する。	
		【状況】日常生活に支障があるか。	
(1-13) 聴力	能力	1. 普通 2. 普通の声がやっと聞きとれる 3. かなり大きな声なら何とか聞きとれる 4. ほとんど聞こえない 5. 聞こえているのか判断不能	
		聞こえるかどうか。	
		日常的に補聴器等を使用している場合は、使用している状況で選択する。	
		【状況】調査の最初に「このくらいで聞こえるか？」をたずねる。	

基本調査

〔第2群:生活機能〕

項目	評価軸	選 択 肢（調査の視点、留意事項）	確認
第2群 ＜介助の方法＞ 共通		具体的な介護の手間とその頻度を聞き取る。	
		一定期間(調査日より概ね過去1週間)の状況で、より頻回に見られる日頃の状況で選択する。	
		福祉用具(補装具や介護用品等)や器具類を使用の場合は、使用している状況で選択する。	
		「介助されていない」状態や「実際に行われている介助」が、対象者にとって「不適切」であると認定調査員が判断する場合は、その判断根拠となる事項を聞き取る必要がある。	
		「見守り等」の項目は、常時の付き添いの必要があるものや、認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」「指示」「声かけ」のこと。	
(2-1～2) 共通		調査対象の行為自体が発生しない場合は、調査の定義のような行為が発生した場合を想定の上、適切な介助の方法を選択し、その選択根拠となる事項を聞き取る必要がある。	
★ (2-1) 移乗	介助の方法	1. 介助されていない 2. 見守り等 3. 一部介助 4. 全介助 【状況】移乗が発生していない場合は、発生した場合を想定し適切な介助の方法で選択。	
★ (2-2) 移動	介助の方法	1. 介助されていない 2. 見守り等 3. 一部介助 4. 全介助 【状況】一日の流れを聞きながら、移動が発生する場面を特定し、場面毎の介助の方法を聞き取る。軽度者では外出時の状況も聞き取る。①機会②頻度③具体的な手間	
(2-3) えん下	能力	1. できる 2. 見守り等 3. できない 【状況】トロミづけ等の工夫をしているか。飲み込みにくい頻度(回/日)(回/週)	
★ (2-4) 食事摂取	介助の方法	1. 介助されていない 2. 見守り等 3. 一部介助 4. 全介助 【状況】箸か、スプーンか、介護用の食器等の使用をしているか。	
(2-5～6) 共通		認知症高齢者等をトイレ等へ誘導するために必要な「確認」「指示」「声かけ」は、『見守り等』で評価。	
★ (2-5) 排尿	介助の方法	1. 介助されていない 2. 見守り等 3. 一部介助 4. 全介助 【状況】①排泄方法、②(回/日中、 回/夜間)、③昼夜の違い、④失禁・失敗の有無とその原因	
★ (2-6) 排便	介助の方法	1. 介助されていない 2. 見守り等 3. 一部介助 4. 全介助 【状況】	

★印:個人差の大きい調査項目。具体的な介護の手間と頻度を、より詳しく聞き取ると良い。

項目	評価軸	選 択 肢（調査の視点、留意事項）	確認
(2-7~9) 共通		洗面所への誘導、移動は含まない。→(2-2)移動で評価 洗面所周辺の掃除等は含まない。	
(2-7) 口腔清潔	介助の方法	1. 介助されていない 2. 一部介助 3. 全介助 「歯ブラシやうがいの水の用意」「歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備」「義歯をはずす」「うがいをする」等の一連の行為。 【状況】義歯は義歯の清潔保持でみる。	
(2-8) 洗顔	介助の方法	1. 介助されていない 2. 一部介助 3. 全介助 「タオルの準備」「蛇口をひねる」「顔を洗う」「タオルで拭く」「衣服の濡れの確認」等の一連の行為。 「洗顔」を行う習慣がない場合は、入浴後に顔をタオルで拭く介助や、ベッド上で顔を拭く行為などの類似行為で代替して聞き取る。 【状況】	
(2-9) 整髪	介助の方法	1. 介助されていない 2. 一部介助 3. 全介助 「ブラシの準備」「整髪料の準備」「髪をとかす」「ブラッシングする」等の一連の行為。 頭髪がない、短髪などの場合は、頭を拭く行為などで代替して聞き取る。 【状況】	
(2-10~11) 共通		普段使用している、衣服の着脱に介助が行われているかどうか。 時候にあった衣服の選択、準備、手渡し等、着脱までの行為は含まない。 「着脱」の行為は自力で介助なしで行っているが、着る順番が分らないので、1枚ずつ声かけしながら衣服を手渡ししている場合。→「見守り」を選択。	
(2-10) 上衣の着脱	介助の方法	1. 介助されていない 2. 見守り等 3. 一部介助 4. 全介助 【状況】	
(2-11) ズボン等の着脱	介助の方法	1. 介助されていない 2. 見守り等 3. 一部介助 4. 全介助 ズボン等をはかない場合はパンツ、おむつの着脱の行為で代替して聞き取る。 【状況】	
(2-12) 外出頻度	有無	1. 週1回以上（ 回／週） 2. 月1回以上（ 回／月） 3. 月1回未満（ 回／年） 調査日より概ね過去1か月に、1回30分以上の敷地外へ出る頻度の確認。 外出の目的や、同行者の有無、目的地等は問わない。 〔「移動」「障害高齢者の日常生活自立度」の判断の参考として、外出時の介助の状況を聞き取っておくと良い。〕 【状況】受診、買い物などの状況。	

基本調査

〔第3群：認知機能〕

項目	評価軸	選 択 肢（調査の視点、留意事項）	確認
(3-1~7) 共通		認知症等がある場合、「できる」を選択した場合でも、選択の根拠を聞き取ることが重要となる。（特に、要支援2と要介護1の振り分けの際に必要となる。）	
		調査当日の状況と日頃の状況が異なる場合は、一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回な状況に基づき選択する。	
(3-1) 意思の伝達	能力	1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる 2. ときどき伝達できる 3. ほとんど伝達できない 4. できない	
		伝達する意思の内容の 合理性は問わない 。（5-3）日常の意志決定との違い。	
		【状況】言葉を自分から発しているか。どのくらい、どう伝達できるか。	
(3-2) 毎日の日課 を理解	能力	1. できる 2. できない	
		起床、就寝、食事等の大まかな内容について、理解していること。	
		【状況】毎週のスケジュール、起床時間、食事時間など。	
(3-3) 生年月日や 年齢を言う	能力	1. できる 2. できない	
		生年月日（数日のずれ可）か年齢（2歳までの誤差可）のいずれか一方で可。	
		【状況】本人確認として質問するとよい。	
(3-4) 短期記憶	能力	1. できる 2. できない	
		調査直前にしていたことを把握しているか。確認が難しい場合、3品提示を実施する。「ペン」「時計」「視力確認表（紙または手の絵等という）」を見せ、復唱させ、覚えておくよう指示。5分以上後に2つを提示し、提示されていないものについて尋ねる。	
		【状況】見ていたTV番組、食事の内容など。	
(3-5) 自分の 名前を言う	能力	1. できる 2. できない	
		姓（旧姓も可）もしくは名前のどちらか。	
		【状況】本人確認として質問するとよい。	
(3-6) 今の季節を 理解する	能力	1. できる 2. できない	
		旧暦可、多少のずれ可。	
		【状況】その季節を答えた、理由を問うとよい。	
(3-7) 場所の理解	能力	1. できる 2. できない	
		「ここはどこですか」という質問にこたえる。「施設」「自宅」などの区別がつけばよい。	
		【状況】	
(3-8~9) 共通		BPSD関連項目：第4群共通参照	
(3-8) 徘徊	有無	1. ない 2. ときどきある（ 回／月） 3. ある（ 回／週）	
		目的もなく動き回る行動。重度の寝たきり状態であっても、ベッド上を這い回る等も含む。	
		【状況】出現の時期（いつ頃から）、介護者のストレス・負担。	
(3-9) 外出すると 戻れない	有無	1. ない 2. ときどきある（ 回／月） 3. ある（ 回／週）	
		行動の頻度。居室や居住棟から出て、自室に戻れなくなる行動も含む。	
		【状況】自宅等からどれくらいの距離で、戻れなくなるのか。	

基本調査

[第4群:精神・行動障害]

項目	評価軸	選 択 肢（調査の視点、留意事項）	確認
第4群 共通		社会生活上、場面や目的からみて不適当な行動の頻度を評価。 調査日より過去1か月間（この間に環境が大きく変化した場合は、その変化後から調査日迄）の状況から、その行動が現れたかどうかに基づいて選択する。※重複選択可 「ときどきある」：少なくとも1か月に1回以上、1週間に1回未満の頻度で現れる場合。 「ある」：少なくとも1週間に1回以上の頻度で現れる場合。 〔 頻度の質問では、調査員が具体的に「それは週1回ですか。それより多いですか。」のように尋ねると、具体的な頻度の回答が得やすい。〕 第4群は、実際の対応や介護の手間とは関係なく選択されるため、対象者への対応や介護の状況については、介護認定審査会の二次判定の判断を仰ぐことが重要。 ⇒ 発生している「介護の手間」・「頻度」を聞き取ることが重要となる。 また、逆に手間がかかっていない状況の聞き取りも重要である。 項目にはない事柄（異食、不潔行為、暴言・暴行など）でも、介護の手間がかかっていることは「介護の手間」・「頻度」を聞く。 本人や家族に、不愉快な思いを抱かせないように質問に配慮する。	
(4-1) 被害的	有無	1. ない 2. ときどきある(回/月) 3. ある(回/週) 「物を盗られた。」「食べ物に毒が入っている。」「自分の食事だけがない」等の被害的な行動。 【状況】行動が現れた場面・具体的な行動・頻度、周囲の対応・頻度	
(4-2) 作話	有無	1. ない 2. ときどきある(回/月) 3. ある(回/週) 事実とは異なる話をする行動。自分の都合のいいように事実と異なる話をすることも含む。 【状況】行動が現れた場面・具体的な行動・頻度、周囲の対応・頻度	
(4-3) 感情が不安定	有無	1. ない 2. ときどきある(回/月) 3. ある(回/週) 泣いたり笑ったりして感情が不安定になる行動。場面や目的からみて不適当な行動。 【状況】行動が現れた場面・具体的な行動・頻度、周囲の対応・頻度	
(4-4) 昼夜逆転	有無	1. ない 2. ときどきある(回/月) 3. ある(回/週) 夜間眠れず、そのために日中に活動できない、もしくは、昼夜逆転し、通常、日中行われる行為を夜間行うこと。 夜更かしなど単なる生活習慣、生活環境のために眠れない場合は含まない。 【状況】行動が現れた場面・具体的な行動・頻度、周囲の対応・頻度	
(4-5) 同じ話をする	有無	1. ない 2. ときどきある(回/月) 3. ある(回/週) しつこく同じ話をする行動。 【状況】行動が現れた場面・具体的な行動・頻度、周囲の対応・頻度	
(4-6) 大声をだす	有無	1. ない 2. ときどきある(回/月) 3. ある(回/週) 周囲に迷惑となるような大声を出す行動。 【状況】行動が現れた場面・具体的な行動・頻度、周囲の対応・頻度	

項目	評価軸	選 択 肢（調査の視点、留意事項）	確認
(4-7) 介護に抵抗	有無	1. ない 2. ときどきある(回/月) 3. ある(回/週)	
		単に、助言しても従わない場合は含まない。	
		【状況】行動が現れた場面・具体的な行動・頻度、 周囲の対応・頻度	
(4-8) 落ち着きなし	有無	1. ない 2. ときどきある(回/月) 3. ある(回/週)	
		「家に帰りたい」という意思表示と落ち着きのない行動の 両方 がある場合のみ該当。	
		【状況】行動が現れた場面・具体的な行動・頻度、 周囲の対応・頻度	
(4-9) 一人で出たがる	有無	1. ない 2. ときどきある(回/月) 3. ある(回/週)	
		一人で外に出たがり目が離せない行動。環境上の工夫等で外に出ることがなかったり、歩けない場合は含まない。	
		【状況】行動が現れた場面・具体的な行動・頻度、 周囲の対応・頻度	
(4-10) 収集癖	有無	1. ない 2. ときどきある(回/月) 3. ある(回/週)	
		いろいろなものを集めたり、無断で持ってくる行動。	
		【状況】行動が現れた場面・具体的な行動・頻度、 周囲の対応・頻度	
(4-11) 物や衣類を壊す	有無	1. ない 2. ときどきある(回/月) 3. ある(回/週)	
		実際に物が壊れなくても、破壊しようとする行動も評価する。	
		【状況】行動が現れた場面・具体的な行動・頻度、 周囲の対応・頻度	
(4-12) ひどい物忘れ	有無	1. ない 2. ときどきある(回/月) 3. ある(回/週)	
		認知症の有無や知的レベルは問わない。単なるもの忘れは含まない。 もの忘れによって、何らかの 行動 が起こっているか、周囲の者が何らかの 対応 を取らなければならぬような状況(火の不始末など)をいう。	
		【状況】行動が現れた場面・具体的な行動・頻度、 周囲の対応・頻度	
(4-13) 独り言・独り笑い	有無	1. ない 2. ときどきある(回/月) 3. ある(回/週)	
		意味もなく独り言や独り笑いをする行動。場面や状況とは無関係に、持続したり、突然現れたりすること。	
		【状況】行動が現れた場面・具体的な行動・頻度、 周囲の対応・頻度	
(4-14) 自分勝手に行動する	有無	1. ない 2. ときどきある(回/月) 3. ある(回/週)	
		明らかに周囲の状況に合致しない、自分勝手な行動をすること。 性格的に「身勝手」「自己中心的」のことではない。	
		【状況】行動が現れた場面・具体的な行動・頻度、 周囲の対応・頻度	
(4-15) 話がまとまらない	有無	1. ない 2. ときどきある(回/月) 3. ある(回/週)	
		話の内容に一貫性がない、話題を次々変える、質問に対し全く無関係な話が続く等会話が成立しない行動のこと。話下手のことではない。	
		【状況】行動が現れた場面・具体的な行動・頻度、 周囲の対応・頻度	

基本調査

[第5群: 社会生活への適応]

項目	評価軸	選 択 肢 (調査の視点、留意事項)	確認
第5群 ＜介助の方法＞ 共通		具体的な介護の手間とその頻度を聞き取る。(定義に当てはまらなくても、手間が発生している場合は聞き取る。) 介助が行われている理由(「能力」or「技術的経験不足」or「習慣」か) 一定期間(調査日より概ね過去1週間)の状況で、より頻回に見られる日頃の状況で選択する。	
(5-1) 薬の内服	介助の方法	1. 介助されていない 2. 一部介助 3. 全介助 薬を手元に用意する、薬を口に入れる、飲み込む(水を飲む)という一連の行為。 インスリン注射、塗り薬の塗布等、内服以外のものは含まない。 【状況】薬の内服がない場合は、薬剤が処方された場合を想定し、適切な介助の方法で選択。	
(5-2) 金銭管理	介助の方法	1. 介助されていない 2. 一部介助 3. 全介助 所持金の支出入の把握、管理、出し入れする金額の計算等の一連の行為。 金銭の出し入れは含まない。 【状況】年金、預貯金等の管理状況。小遣い等少額の管理はどうか。	
(5-3) 日常の意思決定	能力	1. できる(特別な場合でもできる) 2. 特別な場合を除いてできる 3. 日常的に困難 4. できない 1つの項目で2つの事を尋ねる項目。 ・特別な場合(ケアプラン作成への参加、治療方針への合意) ・日常的な状況(見たいテレビ番組、その日の献立、着る服の選択など) 【状況】冠婚葬祭・町内会行事への参加判断を聞くのも可。	
(5-4) 集団への不適応	有無	1. ない 2. ときどきある(回/月) 3. ある(回/週) 家族以外の他者の集まりに参加することを強く拒否したり、適応できない等、明らかに周囲の状況に合致しない行動。 調査前概ね過去1か月に行動が発生している場合、「介護の手間」「頻度」を聞き取る。 ・「ときどきある」: 少なくとも1か月に1回以上、1週間に1回未満の頻度で現れる場合。 ・「ある」: 少なくとも1週間に1回以上の頻度で現れる場合。 【状況】行動が現れた場面・具体的な行動・頻度、周囲の対応・頻度	
(5-5) 買い物	介助の方法	1. 介助されていない 2. 見守り等 3. 一部介助 4. 全介助 食材、消耗品等の日用品を選び(陳列棚から取り)、代金を支払うこと。 【状況】宅配含む。普段の買い物では、何を、なぜ、手伝ってもらうか。	
(5-6) 簡単な調理	介助の方法	1. 介助されていない 2. 見守り等 3. 一部介助 4. 全介助 「炊飯」「弁当、惣菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱」「即席めん」の調理のみ。 経管栄養の場合、流動食の温めは「レトルト食品の加熱」に該当。 【状況】食事の支度は誰が行っているか。施設等では施設職員による対応で。	

基本調査

〔その他：過去14日間にうけた特別な医療について〕

項目	評価軸	選 択 肢（調査の視点、留意事項）	確認
過去14日間にうけた特別な医療について 共通		医師又は医師の指示に基づき、看護師等によって継続して実施されている医療行為に 限定。	
		「実施頻度／継続性（開始時期、終了予定）」「実施者」「当該医療行為を必要とする理由」を聞き取る。	
1. 点滴の管理	有無	急性期の治療を目的としたものは含まない。薬剤・目的が分るとよい。	
2. 中心静脈栄養	有無	必要に応じて中心静脈栄養が供給できる体制にある場合を含む。	
3. 透析	有無	透析の方法や種類を問わない。	
4. ストーマ（人工 肛門）の処置	有無	人工肛門が造設されている者に対し、消毒、バックの取り替え等の処置。	
5. 酸素療法	有無	実施場所は問わない。	
6. レスピレータ （人工呼吸器）	有無	経口・経鼻・気管切開の有無や、機種は問わない。	
7. 気管切開の 処置	有無	カニューレの交換、開口部の消毒、ガーゼ交換、開口部からの喀痰吸引などの処置。	
8. 疼痛の看護	有無	がん末期のペインコントロールに相当する痛み。	
		鎮痛薬の点滴、硬膜外持続注入、座薬、貼付型経皮吸収剤、注射のみ。	
9. 経管栄養	有無	経口・経鼻・胃ろうであるかは問わない。	
10. モニター 測定	有無	血圧、心拍、心電図、呼吸数、酸素飽和度、のいずれか1項目以上。 24時間にわたってモニターを体につけた状態で継続的に測定。	
11. じよくそうの 処置	有無	大きさや程度は問わない。予防処置を含む。	
12. カテーテル	有無	コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等。	
【状況】			

基本調査

〔日常生活自立度〕

障害高齢者の 日常生活自立度 （寝たきり度）	自立	J1	J2	A1	A2	B1	B2	C1	C2
	一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況で選択する。 その日頃の状況等について、具体的な内容を聞き取る。 （「能力」ではなく「状態」、特に『移動』に関わる状態像に着目して評価。）								
	【状況】日頃どのように過ごしているか。一人で外出できるか。横になっている頻度は。								
認知症高齢者の 日常生活自立度	自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M	
	訪問調査時の様子から選択する。								
	【状況】日常生活への支障、意思疎通の困難さ、介護の必要性								

概況調査

在宅利用〔認定調査を行った月のサービス利用回数〕 （＊介護予防サービスあり）		
☐ 訪問介護（ホームヘルプ）・訪問型サービス	月	回
☐ 訪問入浴介護＊	月	回
☐ 訪問看護＊	月	回
☐ 訪問リハビリテーション＊	月	回
☐ 居宅療養管理指導＊	月	回
☐ 通所介護（デイサービス）・通所型サービス	月	回
☐ 通所リハビリテーション（デイケア）＊	月	回
☐ 短期入所生活介護（ショートステイ）＊	月	回
☐ 短期入所療養介護（療養ショート）	月	回
☐ 特定施設入居者生活介護＊	月	回
☐ 看護小規模多機能型居宅介護	月	回
☐ 福祉用具貸与（調査日時点）＊		品目
☐ 特定福祉用具販売（過去6月）＊		品目
☐ 住宅改修		あり・なし
☐ 夜間対応型訪問介護	月	回
☐ 認知症対応型通所介護＊	月	回
☐ 小規模多機能型居宅介護＊	月	回
☐ 認知症対応型共同生活介護＊	月	回
☐ 地域密着型特定施設入居者生活介護	月	回
☐ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	月	回
☐ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	月	回
☒ 配食サービス	月	回
☐ 介護保険給付以外の在宅サービス	月	回
〔 〕		
施設利用		
☐ 介護老人福祉施設		
☐ 介護老人保健施設		
☐ 介護医療院		
☐ 認知症対応型共同生活介護適用施設（グループホーム）		
☐ 特定施設入居者生活介護適用施設（ケアハウス等）		
☐ 医療機関（医療保険適用療養病床）		
☐ 医療機関（療養病床以外）		
☐ 養護老人ホーム		
☐ 軽費老人ホーム		
☐ 有料老人ホーム		
☐ サービス付き高齢者向け住宅		
☐ その他の施設		
施設名		
住所・Tel		

主な既往歴	

【一目の流れ】

A vertical ruler with a scale from 0 to 23. The scale is marked with solid lines at every integer and dashed lines at every half-integer. The ruler is oriented vertically with 0 at the top and 23 at the bottom.

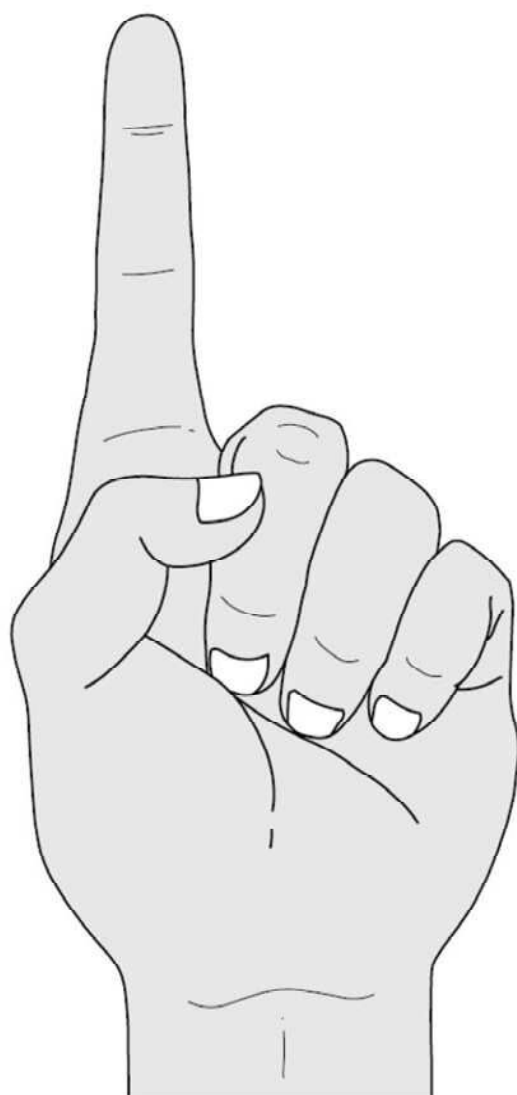
週の予定	
月	
火	
水	
木	
金	
土	
日	

家族等の状況
☐ 独居
☐ 同居(夫婦のみ)
☐ 同居(その他)

環境等

【MEMO】

視力確認表





認定調査の実施

項目	確認事項	適正な 場合○
日程調整	調査依頼後、速やかに調査連絡先に連絡している。	
	可能な限り、介護者に立ち会いを求めている。	
	約束の時間に間に合わない等の場合、速やかに連絡をとっている。	
	○日以上調査が遅れる場合、センターに連絡している。	
挨拶	自己紹介：「名古屋市中から委託された調査員の○○です」と名乗る。	
	身分証の提示（介護支援専門員証、調査員研修修了証携帯）	
	調査依頼書の提示	
説明	認定調査の主旨、調査内容など必要な説明を行っている。	
対象者確認	調査当日の体調を確認し、調査実施が困難な場合は調査を中止する。	
接遇	礼儀正しい姿勢で接し、丁寧でわかりやすい言葉使いを心がけている。	
個人情報保護	個人情報の持ち出しは鍵つきカバンを使用する。	
	パソコンで調査票を作成する場合、外部と遮断された環境で行っている。	
基本調査の実施	基本調査項目は、74項目すべて確認を行っている。	
	全ての項目について確認したことを、対象者（立ち会い者）に伝えている。	
禁忌	「要介護○」くらいになるなどとは言っていない。	
相談等への対応 （対象者と契約が ない場合）	要介護認定に関する問い合わせ先は区福祉課 サービス利用等はいきいき支援センター等を紹介 特定のサービス事業者の紹介は行わない。	
調査票の提出	調査実施後、速やかに提出している。	
	翌日までには提出できることが望ましい。	
守秘義務	認定調査について知れた個人の秘密に関し守秘義務を守っている。	

基本調査

〔第1群：身体機能・起居動作〕

項目	評価軸	調査時の確認事項	適正な 場合○
第1群 共通		可能な限り、実際に動作等を行ってもらう。	
		実際に行ってもらった状況と日頃の状況とが異なる場合（または、実際に行ってもらえなかった場合は、一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回な状況に基づき選択できるよう聞き取る。	
		実際に行ってもらえなかった場合	
		行ってもらえなかった理由を、特記事項に記載する。	
(1-1、2) 麻痺等 拘縮	有無 （能力 と同じ）	福祉用具や器具類を使用している場合は、使用している状態を確認する。	
		《確認動作を行ってもらった場合》 ・適切に確認動作を行う。テキスト p 33～40を確認	
(1-3～9) 寝返り～片足立ち	能力	《確認動作を行ってもらえない場合》 ・行ってもらえなかった理由を、特記事項に記載する。 ・「欠損」がある場合は、動作が行えない部位の選択肢と「その他」を選択できるよう聞き取る。	
		日頃の生活の状況ではなく、日頃の状況（能力があるかどうか）を聞き取る。 「つかまらなくてもできますか」を確認している。	
(1-10、11) 洗身・爪切り	介助の方法	具体的な介護の手間と頻度を聞き取る。	
		実際の介助の方法が不適切と調査員が判断した場合、その判断根拠となる事項を聞き取る。	
(1-12、13) 視力・聴力	能力	見えるかどうか、聞こえるかどうか確認する。	

基本調査

[第2群：生活機能]

項目	評価軸	調査時の確認事項	適正な 場合○
第2群 <介助の方法> 共通		具体的な介護の手間とその頻度を聞き取る。	
		一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況で、より頻回に見られる日頃の状況で選択できるよう聞き取る。	
		福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用の場合は、使用している状況を確認する。	
		実際の介助の方法が不適切と調査員が判断した場合、その判断根拠となる事項を聞き取る。	
		「見守り等」の項目は、常時の付き添いの必要があるものや、認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」「指示」「声かけ」を確認する。	
(2-1) 移乗	介助の方法	でん部を移動させ、いす等へ乗り移ることを聞き取る。 （清拭・じょくそう予防目的の体位交換も含む。）	
(2-2) 移動	介助の方法	（一日の流れを聞きながら）移動が発生する場面を確認する。 それぞれの場面での具体的な介助の方法を聞き取る。 軽度者では、外出時の介助の状況を聞き取る。	
(2-3) えん下	能力	「できる」「できない」のいずれにも含まれない場合、「見守り等」とする。	
(2-4) 食事摂取	介助の方法	具体的な手間（朝・昼・夕）、長くかかる場合は時間を聞き取る。 準備、食べこぼしの後始末等、定義にはないが、手間が発生していれば確認する。	
(2-5、6) 排尿 排便	介助の方法	《認知症高齢者等》トイレ等へ誘導状況を聞き取る。 排泄に係る介護の手間＝①「排泄方法（介助の方法）」×②「頻度」＋③「失禁・失敗の有無とその介護」※④「昼夜の違い（方法及び頻度）」を聞き取る。	
(2-7、8、9) 口腔清潔 洗顔、整髪	介助の方法	洗面所への誘導、移動は評価に含めない。	
(2-10、11) 上衣の着脱 ズボン等の着脱	介助の方法	普段使用している、衣服の着脱に介助が行われているかどうかを聞き取る。 時候にあった衣服の選択、準備、手渡し等、着脱までの行為は含まない。	
(2-12) 外出の頻度	有無	一定期間（調査日より概ね過去1か月）に、敷地外、30分以上の外出頻度を聞き取る。	

基本調査

[第3群：認知機能]

項目	評価軸	調査時の確認事項	適正な 場合○
(3-1～7) 意思の伝達 ～ 場所の理解	能力	対象者に実際に行ってもらおう。（対象者に質問する）	
		認知症等がある場合、「できる」を選択する場合でも、選択の根拠を聞き取る。	
		一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況を聞き取る。	
		調査当日の状況と、日頃の状況が異なる場合は、双方の状況、選択根拠を明確に特記事項に記載する。	
(3-8、9) 徘徊 外出すると 戻れない	有無	社会生活上、場面や目的からみて不適当な行動の頻度を評価できるよう聞き取る。（調査日より概ね過去1か月間の状況）	
		「頻度」は具体的に聞き取る。	
		発生している「介護の手間」・「頻度」を聞き取る。	

基本調査 [第4群：精神・行動障害]

項目	評価軸	調査時の確認事項	適正な場合○
第4群 共通	有無	社会生活上、場面や目的からみて不適当な行動の頻度を評価できるよう聞き取る。 (調査日より概ね過去1か月間の状況)	
		「頻度」は具体的に聞き取る。	
		発生している「介護の手間」・「頻度」を聞き取る。 (手間がかかっていない状況の聞き取りも重要)	
		項目にはない事柄でも、介護の手間がかかっていることは、具体的な手間と頻度を聞き取る。	
		本人や家族に、不愉快な思いを抱かせないよう質問に配慮する。	
		15項目すべてを確認するための工夫をしている。	

基本調査 [第5群：社会生活への適応]

項目	評価軸	調査時の確認事項	適正な場合○
(5-1、2、5、6) 薬の内服 金銭管理 買い物 簡単な調理	介助の方法	具体的な介護の手間と頻度を聞き取る。 (定義に当てはまらなくても、手間が発生している場合は聞き取る。) 一定期間(調査日より概ね過去1週間)の状況で、より頻回に見られる日頃の状況で選択できるよう聞き取る。 介助理由：「能力」か「技術的な経験がない」か「習慣」か	
(5-3) 日常の意思決定	能力	「特別な場合の意思決定」「日常の意思決定」の2項目を聞き取る。	
(5-4) 集団への不適応	有無	一定期間(調査日より概ね過去1か月間)の状況を聞き取る。	
		「行動」だけでなく「介護の手間」「頻度」を聞き取る。	

基本調査 [その他：過去14日間にうけた特別な医療について]

項目	評価軸	調査時の確認事項	適正な場合○
(1～12) 点滴の管理 ～カテーテル	有無	医師、または医師の指示に基づき、看護師等によって継続して実施されている医療行為かどうかを聞き取る。	
		「実施頻度／継続性」「実施者」「当該医療行為を必要とする理由」を聞き取る。	
		継続性の判断が出来ない時は、「開始時期」、「終了予定」を聞いている。	

基本調査 [日常生活自立度]

項目	評価時の留意事項	適正な場合○
障害高齢者の 日常生活自立度 (寝たきり度)	一定期間(調査日より概ね過去1週間)の状況において、より頻回に見られる状況や、日頃の状況で選択。	
	「能力」ではなく「状態」特に『移動』に関わる状態像に着目して評価。	
認知症高齢者の 日常生活自立度	訪問調査時の様子から選択。	
調査に対する姿勢	公平・公正に、認定調査を実施したと言い切る事ができる。	
	「目に見える」、「確認しうる」という事実によって調査を行う。	
調査票の作成	文章は短く。敬語は不要。	
	個人情報や、審査判定に必要な情報記載しない。	
	提出前に点検(誤字、脱字、マークミス、印刷が切れていないか等)	

名古屋市要介護認定 認定調査員マニュアル第 6.4 版

初 版 平成 28 年 9 月

第 6 版 令和 4 年 6 月

第 6.4 版 令和 7 年 6 月

発 行 名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

